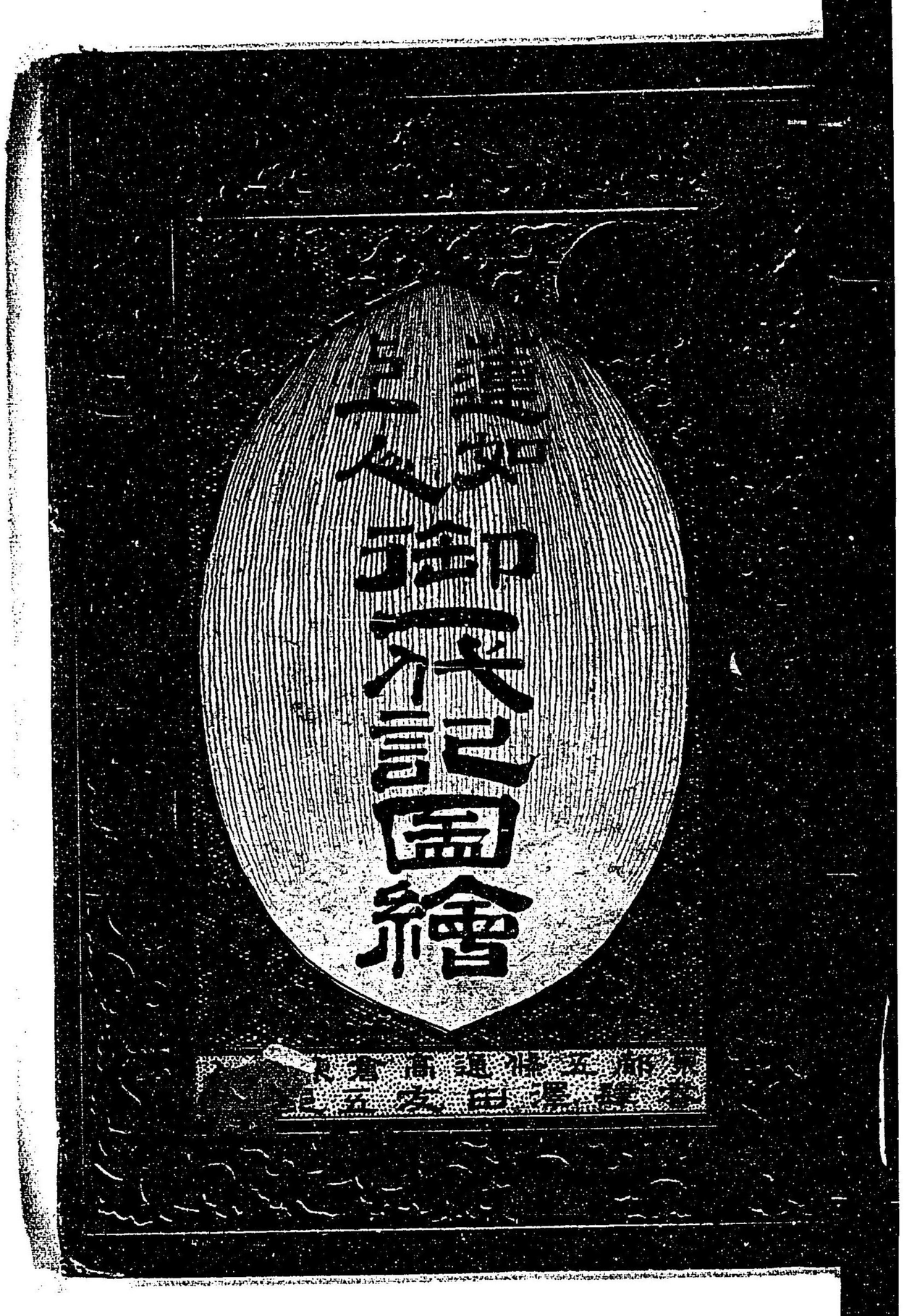

019278-000-5

特10-650

蓮如上人御一代記図絵

不二　良洞／編

M20. 11

ABF-2915

No 6238

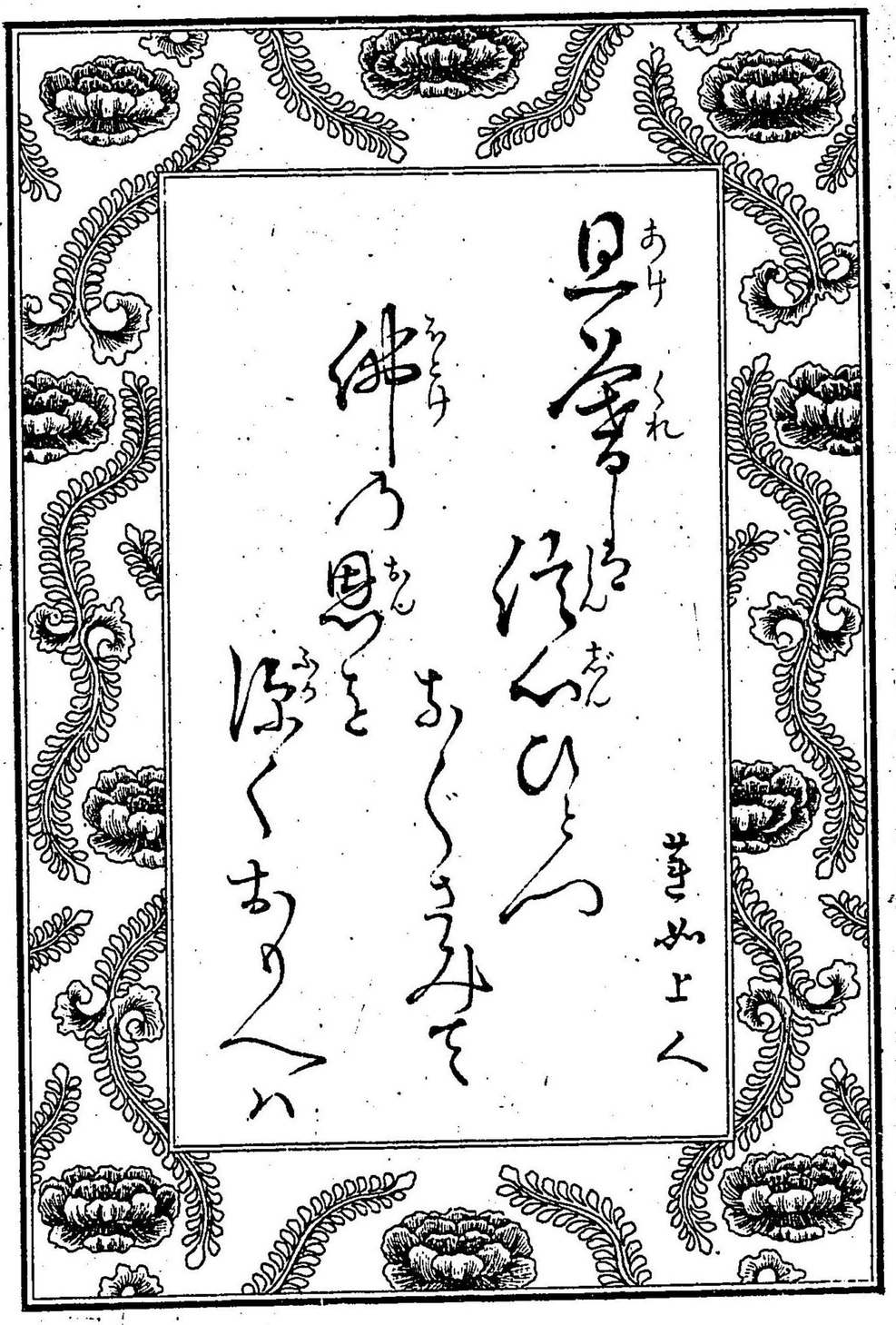

蓮如上人御一代記圖繪目録

御系譜

一 蓮如上人御出誕並石山寺観世音奇瑞の事
二 大谷本願寺御繁昌並山門大衆蜂起の事
三 三井寺南別所近松へ御移住並御真影御遷座の事
四 越前吉崎御堂御建立並朝倉年景宝財寄進の事
五 諸宗より偏執並息女見玉尼御往生の事
六 蓮如上人多屋衆へ御制誡並鷹書朝倉家へ贈る事
七 加列富樫政親一揆を鎮らるゝ並川崎専称寺兵火の事
八 蓮如上人十一ヶ條並専称寺再び建立の事
九 哀傷御消息並慶順乗念の茅子卒去の事

十 朝倉年景子息氏景吉崎へ参詣並三ヶ條の制状披露の事
十一 蓮如上人敏景に對し法話並富樫政親蓮師を尊崇の事
十二 上人北海を眺て和歌詠吟並吉崎火災の事
十三 蓮如上人吉崎の御文章並吉崎退去の事
十四 河刈出口御堂草創並龍女上人に謁する事
十五 堺御堂御建立並契丹國の人教化を受る事
十六 山科御堂御建立並近松ふ御越年和歌の事
十七 御影堂御造建並吉野山材木登る事
十八 御真影御遷座並三井寺より御真影を遮る事
十九 山科ふて七昼夜御法衣初て行る並三種の神器御譬の事
廿 山科阿弥陀堂御建立並實祚延長を祈り奉る事
廿一 てに為ふを以て易行道と教ふ選子内親王和歌の事
廿二 大阪御堂御草創並聖德太子示現の事
廿三 聖德王未來記並本願縁起の文の事
廿四 蓮如上人御不例並下間安藝勘氣赦免の事
廿五 上人御病中あう〳〵山科へ移りふ並吉野櫻を献じけまゞ御和歌の事
廿六 御辞世御詠歌並御病床にて御物語の事
廿七 御父御聽聞並御祕蔵名馬を御覽せゝる〳〵事
廿八 蓮如上人御遷化並御臨終ふ遇する人々の事
廿九 六字の名號奇瑞並祖師の尊像現〳〵ふ事

目録終

蓮如上人御系譜

○親鸞聖人 有範ノ息小名十八公麻呂後剃髪号範宴少納言公善信房又号愚禿 弘長二年壬戌十月廿八日入滅 御年九十歳

印信 寺門大貳遁世

女 号小黒女房

善鸞 慈信房宮内卿 母月輪関白

(二) 如信上人 文暦元年誕大納言 正安二年正月四日逝 六十二歳

明信 号粟津信蓮房

道性 従五位下大夫出家 号益方大夫入道

女 号高野禪尼

覺信尼 初日野左門佐廣綱室号弥女 文永九年本願寺草創

覺惠 父左子兩佐廣綱山門阿闍梨 中納言遁世 青蓮院二品尊助親王門侶

(三) 覺如上人 真法印権大僧都 中納言宗昭一乗院信昭大僧正門侶 童名光仙 観應二年正月十九日逝 八十二歳

存覺 山法ト権大僧都 常楽臺祖 應安六年癸丑二月廿八日逝 八十四歳

(四) 善如上人 山法ト権大僧都 権大僧都侯光卿為子 康應元年二月廿九日逝 五十七歳

(五) 綽如上人 山法ト権大僧都 権大納言時光卿為子 明應四年四月廿四日逝 四十四歳

從覺 山法ト権大僧都 大納言 青蓮院慈道法親王門侶

(六) 巧如上人 山法ト権大僧都 大納言資康卿為子 号證定閣永享十年十月十四日逝 六十五歳

(七) 存如上人 山法ト権大僧都 廣橋大納言兼信卿為子 長禄元年六月十八日逝ス 六十二歳

(八) 蓮如上人 山法ト権大僧都 中納言号兼壽権中納言宣光卿為子 明應八年三月廿五日遷化 八十五歳

順如 山法ト権大僧都 号光助中納言号頼成就院 唯称院右大臣勝光公為子 母下総守平貞牧女

女 光真室法名如慶 常楽臺 兼忠母

蓮乘 左衛門督号二位瑞泉寺 又号本泉寺

女 出家法名見玉 摂受庵

蓮綱 法ト権大僧都号松巷寺 始花開院玄譽弟子

女 出家法名壽尊 見玉弟子

蓮誓 法ト権大僧都号三位 母同上号光教房又光圓房

(九) 實如上人 大納言法ト権大僧都号教恩院 母藤中納言永綱女 大永五年二月二日逝 六十八歳

女 号左京大夫慈照院殿妾

女 法名如空興行寺室

法名妙宗唯称院右大臣為子

女 法名祐心伯中將資成室

蓮淳 三位法ト権大僧都号顕性寺 法名光應寺

女 法名了古

女 瑞泉寺蓮欽室 賢心母 法名了如

特10
650

蓮悟 法ト権大僧都号本泉寺 又号慶光坊

女 願行寺勝恵室 法名妙勝

女 超勝寺蓮超室 法名蓮宗

蓮藝 教行寺号二位又号兼琇

女 勝林房勝恵室 法名妙祐

實賢 慈敬寺 権律師宰相号兼照

實悟 中将兼俊実縁法ト為子

實順 西證寺 兼性左門督

實孝 本善寺 侍従法ト権大僧都 号兼継

女 常楽堂光恵室

實從 順真寺 法ト権大僧都号兼智 幼名九九丸ト云 蓮師八十一歳の時誕生故ヨ名トス

蓮如上人御一代記圖繪

一 蓮師御誕生並石山寺観音奇瑞の事

浄土真宗の開山親鸞聖人より第八代法ト権大僧都中納言兼壽上人蓮如信證院と号ス山列愛宕郡洛東大谷本願寺ニ於て應永廿二年乙未二月廿五日出誕まし
ます幼名を布袋丸と称し名付る御父ハ法印權大僧都中納言存如上人母公ハ江州
石山の観音の化身こと祈ゆへ〜布袋丸六歳の侍と記母公自ら壽像布袋丸
の姿を一幅の表々ま画せ〜まこれいこに仏るべき身ゆゑとて御堂の内陣ま
入ひ堂とゑへて切方ちぶに成もよ人こ語るきこ石山寺へ召参り〜ま彼の壽像内陣
おかうもひ〜をゑをり壽芙の思をま寺侍ま此ょを見ける小一統ま吐夜の姿
ま本尊観世音ハ洛東大谷より出こま降りもゆゑとゑてること答ふこれを聞人いよく
疑ひもあく観世音の化現こと尊崇〜けり永享三年癸の春布袋丸十七歳ま
〜て山門の長吏青蓮院御門跡の殿今まて剃髪得度〜ひ則廣橋中納言宣光卿
卿の猶子と〜て侍名を兼壽上人蓮如と改ろ〜其比萬事不便にて阿弥陀堂

ハ三間四面御影堂ハ五間四面にて遠国辺鄙よりの詣人も少なきハ御賄も貧なりて白小袖の裏にハ紙にて漸袖口ばかり絹をつけさせ給ひしとぞ時に南都の大乗院御門跡と師弟の契りありし御来駕なりて法相宗の奥義を授りたる時ハ天台山に登りて止観の深理を究めそれより諸法にわたりて凡て三十余年の蛍雪を積り給ふ宝徳元年蓮師三十五歳の時祖師聖人の御旧跡を巡拝せんとて初て北陸に下向し給ひ越前加賀越中の間所々に滞留ましく貴賤道俗を化導し玉ひければ次第に御門葉も繁茂し御歓悦なりて夫より越後に

うつり信濃の善光寺に詣し給ひ関東の国々ここかしこを巡錫し給ひ再び京洛に帰り給ひぬ然るに父存如上人長禄元年六月十八日に年六十二歳にして入寂し玉ふ則ち其相続の後蓮如上人にありと雖とも継母如円の計ひにて蓮如上人の御舎弟円光院應玄とて青蓮院尊應権僧都准后の御門侶たりしを御家督の体にて姑くありて御中陰も満し処に前住上人の御遺状を窺き見るに御相続ハ蓮師にお遣ハしと直筆にましませしこれによろしく披露ありて御家督相続と定め給ひける此時蓮如上人は年四十三歳と申聞へしが爰に近江国金ヶ森の道西とて信心堅固の禅門ありけるが大谷に参詣し御勧化を聴聞し又金ヶ森へも御発駕を願ひ他事なく常随眠近し其辺の同行をも率て御門葉も次第に多く成りなり夫より御化導一朝に溢れ功徳四海に満て法流益繁栄ありしかば禁庭より日華門狗領ありて大谷に移し給ひ

々り因　比叡山の衆徒こゝを妬憤りて上人の弘法を障导し大谷の御堂を破却せんと拵ゑ囉唱々ふ

二　大谷本願寺御繁栄並山門の大衆蜂起の事

大谷本願寺累代恙なく相續たりしが蓮如上人の御代に至りて御法流まん〳〵盛んなりけるまゝ諸国の末流浦々の門徒すでも渇仰日々繁昌あり殊に禁庭の御尊敬も厚く諸山是を妬憎で究も怨敵の如し其中に別して山門の大衆蜂起して寛正六年正月八日叡山西塔の慶純一山を觸廻しけるまゝ事を好衆侶貪欲の悪僧三塔より馳聚り同九日の夜勢揃して不意を討べきとて十日の曉天大勢大谷へそ押寄る本願ちにハ思ひも寄ぬるあれと衆僧大に周章し上人ハ葛布の十徳を召まゝ僧侶い什宝御筆物を抱て上人の侍供し定法寺まで逃させ給ふに依て未如光と云武士たり兄二の信者ありしが其日も糸詰

せ〳〵ところかゝる不慮の逆乱出来しかば如光門外へ走り出て仍者あれば切狼藉を働んと刀を振立て男威を显しけまバ寄手の中より一人進み出て申けるハ示くも王城鬼門の守護山門の衆徒之汝等甚法あを汲ずして私ま当修念仏の勅法を企て諸人を惑乱せしむる条偏に我山の外道之早く降参して天台宗とあらハ蓮如房をもでめ汝等まで命を助くべし左もなくバ今焼討にせんとぞ詞しるる如光此荒言を聞て安うゞ思ひ〻まバ打物を引〳〵ろして多勢の中を四方八面に切て回り火花をちらして戦ひける下間安藝法眼もかゝるこゝあらんと馳白刃敵数多討取て御真影を負まゝ上人の住所を墓よ

て切先ふ悪僧壱人出来り長刀を押直し安藝目かけて切てかゝるをすとも其
かの長刀を奪ひ取細頸宙ふ打落し虎の尾ふみ毒地の口を逃まて退きゝる法は
悪徒所々ふ火を放ちたまへば魔風頻ふ吹て侍者八一庵の烟とぞ成ふる大谷焼亡の後
蓮如上人江州堅田ふ越年まし〳〵堅年二月ふ洛東日野の住人蒲生不閑と
いふる人侍招請申けまへば金ケ丘道西を以供につまて領て侍移住まし〳〵けるゞ浅井又六
郎とふ人の偽執して法化等を妨ける由へ又金ち寺ふ飯館なるその年もくまて昭れば
慶仁元年に成ぬる湖西堅田ふ以移住なるすべて三ケ年の星霜を経ぬ比花洛
ふい山名細川等兵乱止時ふく畿内も大に強擾なるまへば東ふの国こへ以心ざしなりて
堅田を殺足しゆひ加ふに赴き賀ふ弘横根村の衆先坊ふ三日逗留しゆひ以法談ま
しはけまへを郷の人民感嘆せるとふるほし然るふ二日とふ
夕ふ暮ふ仏法僧とふ名空ふ三ちまで帰り名これ
奇代の珍鳥ふ徳厚の明ふ今の世に現れぬ事なりとて
人ふ感じ以へり夫より北国東国ふ経四まし〳〵京

師の道ふ赴きぬふに三井上宮ちより姑止宿を預ひ
夕まへば以逗留しゆひて御勧化を示しゆふ又如光
ゞ招請ふよりて国国土呂とふ所ふ一宇の坊舎を
営ふ本宗ちと号せふるこれより国中ふ念の宗
儀ふ帰入し道俗群集せり年の九月ふ堅田ふ帰り
ぬふ又翌十月ふい紀伊高野山ふ詣てゆひ夫より吉野ふ
ぬふり蔵王ふを初め吉水院後醍醐天皇の陵西切の苔清
水安禅寺子守勝手神振山ふど以巡詣なりて以口唫ぬふ

谷ふのさゝらの紅葉みより野の〻山の秋ぞ抽うれ　蓮如上人

十津川の鬼ふむ山と必〻うどふ以ぞ思へ　同

これわどふ以ぞ〻しき山の以ふ以ゞ法のゆゑなりて如ゆく　同

帰法ふい初瀬へ詣し南都より京洛ふ越きぬふ

三　三井ちの別所近松へ以移住元以真影寺遷座の事

其頃は天下騒擾あゝて堅田の浦もらうがハしかりけまゝば文明元年の春江州大津濱名太郎左衛門とゝふすの堅田へ使ひを遣り二月二日の夜まは私まて大津へ着岩あさこち濱名申上るハ三井寺と叡山とハむらしまり不和なまゝば三井ちを敗つて然るべしと申上る蓮如聖人ひて坐方法は計ひなへど俗人ハ太郎左衛門三井ちへ糸を得と為経ひ頁て下向法眼を以て事の始末を具に俗人されに敗ひ三井の長吏田満院御門跡に許容ひつて三谷へお綱三井の南別所近松ちに領と世は糸〻せら手ける上人斜あらぬ悦喜あされ御真影をハ院内に御遷す〻ちり是蓮淳房三位法印権大僧都誉を附置文明三年辛卯五月中旬上人五十九歳後は証ちと号す三井ちの大衆には対面ひて宮ハ北國の内加賀越前の両國ハ門徒も多く又ハ遠鄙のゆ事ハ山門の憤りもひるへ〻ひこきふよつてかの地へ下向致すべきゆ仰ひ事ハ大弟領堂〻に左は存ぜ無ハ親鸞聖人の尊像ハ性は訪ち後致すべしと心易ふれといとゝのり〻く返答ひれば上人大は歓ひあひに真影は向ひ此度北國へ下向

のるに法流を天下に弘通せゝ天さゝ鄙の屋入道中で化益致さんゝ為に寿存へ〻再び学問を勤〻するべし〻先ハ今生の暇乞とて双眼ハ涙をとゝ双眼ハ涙をとゝめさせゝ逐ハ寺門近松を尋び出あん安蕗法眼を供ゝて大津の浦ゝ弘ゆ為ゝ海津の濱へ着ゝひ木芽峠の険〻き山を越へ今庄結城府中の宿陽尾浜浅水あどゝるの五月下旬ハ越前足羽郡小庄ハ着ゝひ所ハ〻て姑乃俗男女を化導ひつけ藤孟の超勝ち蓮如の真門ち和田の真宗ちを始ゝて日〻夜〻系詣の僧俗稲麻の如く前代未聞のるど加之爰ハ川尻の性光坊とて博学の僧ひつゝ原仏心宗禅宗のみ〻て高慢偏執の族あまん蓮如の教法を受兎智の者忽ち発心懺悔〻て易りの門ハ入ると云て〻ち者法を多て群集せ〻もるゆん我も一度聴聞〻芝浦を仇さん若邪義邪法ハ〻かの上人を追放さんと密ハ刀剣をさゝ〻て一日北の座 参詣ハ蓮如の序勧化を

徳宗して元夫直入の夢幽に除陀の本願を過ぎてより出離生死の肝文を聴
千悟して玄奥を発露懺悔して年来修学せる仏心宗を改め執心上人のいま
子となし一向専修の法流を兼伝せらるる弟子数名のめしに夫れ性光恬常廻
てゆる時上人を偈ひまつり三山の淡へ在供ひけるかの地ふ拝てゆる教化いまだ遠を
の民谷大ふ敬伏して去る可末法の風ふ流ふのはとし

㊃ 吉崎御堂御建立並朝倉敏景宝財寄進の事

蓮如上人思惟ふふ加越の両国ハ衆生の機縁熟味せぬ天晴此地ふ一宇を
建て法水を潤さんと思しるさき越前ふ巡錫ひ坂北郡細呂木の
郷内吉水と呼ハ風景抜れていとおもしろき名地あり山岳ふ紅り煙
を眺めつゝ方ふ彫水漫々として波浪ハ絶ず一望ハ岡山嶺々
幾千里の限り北海ふとひろふして自ふ浄土の福祐法
邦を表ず西りふ流せる塩越の松の山風ふそろの月を清し
胡ふ新古今ふよみ越の白山忘ぶかし

世を観じゆゝ庵富の夕鳥の无常を告ふハ忽ち
厭離穢土の想を発し渚の波濤ハを
洗ふ音ハ苦空无我の響をいやしまれ
四面の海里足下に是を踏ハ自然ふ
天上の心地せふ毛誠ふ三経の清風
陶令ゞ宅九江の明月庾公ゞ楼と謂し
廬山ふもおさ〳〵劣ふざるの勝地こ此地ふ
御堂を建立ひて北国の群衆を化益しみんと
て此空の地頭をヨロわしに朝倉左京尉敏景（法名宗雄）
とそ申ゞる拝此敏景ハ景り天皇の苗裔ふして家族繁
栄して當国一乗谷ふ初て城郭を構へて朝倉義景まで五代北国を鎮て威を
耀せり文明三年五月廿一日朝倉左京尉敏景ふ初めて一国の御朱印足利將軍家
より賜る又蓮如上人當国下向しふも月日あり上人国中にそ化導ひしか

バ國民風俗あびく草の如く法義に帰入し日々に益諸せしかば國中靜謐に
敏景の家族も累年の合戰に運を尽いそ軍旅の疲を晴さんとて我も〳〵と集り
る釈尊再びこゝに出世ひろまると尊を仰伏して祈しかる靈場に敏景氏由
を尊ぶの影の如きの明治南國へ向の予孫をめるあり佛堂本願寺ハ天満兒屋
根の苗裔にて花洛に推て累代お稜の吉祥幸吉祥の地に住ひ
て當國に止めまるべし是朝倉家累代お稜の吉祥の地に住ひ
四人忽かの地を求く宮入しもとり敏景上人を尊敬せらるゝむ〳〵須達長者の
釈尊を帰依しふに美あゝ因茲文明三年七月廿七日初て吉祥の所業開しむ
尚金銀米穀人夫材石等をとゝく敏景寄進しもの西へ不日に御建立ありて和田
本覚寺田を出奥宗ち桂を出の照護ち等此山に多屋を構へ四十餘箇所の坊舎造
造立修しかば上人斜あゝに歓悦ひりとふ

○諸宗より偽執の事 并 息女見玉尼御往生の事

文明四年正月雪も深かつ積りても年立かゝる且より道俗男女擬の歯を引ぎ如
く群詣す是によつて諸ち諸山より偽執をあぶる多し中にも平泉ち豊原
ちの中徒中けるハ頃日上方より念仏宗の僧来りて當國と加賀の堺吉湯に拵て一
宇の坊舎を建立し念仏の一方より外に出離の要訣なりと勧むるに其きこへ
隠れ志殊に高
國越前に於
ていハ結江の
澄滅ち

△横越の淨照ち清兵頭の高尾ちハ原一家と
と虫も三ケの本ちとある由へこれを三門徒と
名づる當國ハ此三門徒の宗流にて加賀に
ふハ高田の宗徒多し新ち本願ち門徒るゝ称
て國中に漫るる考怪の振りに早く吉崎を破却
せんと内し企つと虫ども國主朝倉左衛敏景
殿涼く蓮如を崇敬しもつまようつて其威を恐れて
左までのるもあるうしに加賀の國主富樫改親と
ふハ高田門徒なる由へこれを訴ふまども加越の
兩國強勢ちんるを恐きて月日を送りる

諸余詣停止

此すず吉崎より山へ入ること八里ばかり上人宮ふの記註諸国より此山へ参詣の群集を妬むのたいぎ両国の古説の聞へとゝひ又ハ平家ちを初め諸ち諸山の情りを慎むべしと
て文明四年正月下旬より諸人吉崎へ参詣致すす停止すべしと一統ゑ仰せ怪さ
まけまじ為国の孫高も姑ふハ漢るとゝへども道俗男女ハ捉まもかゝるべして
中けるハ弥陀如来の本願ハ末代凡智の凡夫を救ひ給ふ要法と為るに
諸人の参詣をとゝめ給ふハ弥陀の悲願ふも背きまつるとぞ面と歎
きけるこに蓮如の在息女持妻尾見玉尼といふたり洛陽浄美院殿
〳〵名ゞ御父の教法ふ皈入〳〵二心ふく信心堅固の尼公あり〳〵が都ハ細川山
名の軍ゝ国へ洛中ものゝさハがしく見玉尼越前へ下向たりて吉崎ま
で逗留たりなるを不慮ふ病床ふ臥ふひ遂ふ八月十四日ふ往生の素懐をとげむ
ふ御葬の刻ふハ異香四方ふ薫ド紫雲空ふまゝふひき音楽きこへて菩薩もこ
ゝふ来迎の如くふまきハ人〳〵不思議の思ひをなすなり所ふおゝ十五日荼毘乃
夜吉崎多屋衆の夢ふ白骨の中より三本の青蓮花を生ゞ生蓮花の中

より一寸斗なる金色の仏体光を放ちて出現〳〵ひ西の空ふ飛去ふとみて
ゐる十六日の早朝ふ多屋衆をのく寄集て行末も其爰を諸りて見玉尼公の往
生ハ疑ひもなく安養極楽ふ生まるふとうふやゝ〳〵やとて嘆ける上人仏由を宣
しめさまて誠ふ人の性ハ名ふよるといへり即ち見玉とふハ玉を
見るゝ聖道門ふ為る真如法性の玉を修得の上に見
るといふなるべし今当流の行者極楽ふ往生せんず疑ひ
あき端相を法人に知らしめるなりのゝ見玉尼一切道
俗の大善知識をのく一念皈命の信心を決定して
仏恩報謝の称名を怠ぶべき拘ことなるぐ伝勧化
有ゞ参ハ聴衆ゝ〳〵随喜の涙を流〳〵ふ此ことを
四方ふかく参まるゝ参ハ此上人の伝化ふ為ふんハ在家
止住の凡夫ハ極楽往生叶ひがゝ〳〵たとひ諸宗より妬言
るとも今度の一大事の後生を踏ふすべきやうあゝとて見れも

と吉海へ群集し貴賤老若蒼ふ満くけまバ上人もちらゝ双ばしてかゝく制しむよ
まもあうゝる甚比容顔麗しく足へ伝る女性男あんとおこお具しなる人こ吉海へ
参詣してトけるハ諸むより門下留山へ群集するゑ来代の不可思議こゝ見れりも罪業
深き女人の才あまバ此ゑをうけて往生を願度ゝと山中の人ふ弓ねトされしかバ
御義法ハ只一心に弥陀ゑ願念して助ケむへと思ふ心の一念発ゑ時如来の光明の中ゑ接取
しむふ此上ハ寝ても覚ても立ても居ても南无阿弥陀佛と唱て仏恩を報ずべきこ
と願ゑ語ぶれしかバ此女人達其外の人こトされるハ誠ゑ不思議の宿縁ふ徒まゝ
せて殊勝の法を学まゝせつるゑの旨がこさよ尊とさよと中くトだりもあく覚へ往
るこ今ハを や晩ゝとて涙をうかめて迎出けり人こ怪しみ訳を尼送るゑ先ッ一人ハ
吉海の向ひなる康嶌明神の社へ入りぬゑを甚切祈ゑとゝる神離ふ吉宮人ゞ
尼失ひぬ中ゑもけだゝき女性ハ白山の禁ゑして尼失ひぬとふ誠ゑ上人の化厚神通
ゑも通ゞるとて人こいよゝ渇仰の思ひ弥増しけり

蓮沼多屋衆へ御制誡兵庫書朝倉敏景へ贈るゑ

文明五年三月下旬世上頻ゑ騒しく吉崎山へ諸人群集
せむるゑ諸ゑ諸山の滅亡ふまバ逮ゑ軍勢を催し破却
すべゝとの風聞隠まなゝ上人も是を伝聞ゑ
召れいそぐゝと多屋の面こを召し集ゝまを議批判
を聞ゑに本覚寺の蓮恵の全家和田五郎左衛門尉進こ
出て申るハ今天下騒擾の虚ゑ乗ゞて諸浪人の奸賊
堂塔へ乱暴し仏具を奪ひ宝財を掠とりゝるひハ山野ゑ出
強して往来を悩し衣服を剥とる輩多し此吉崎へも乱入
せむる心元ハ此演坂浦の上手より吉崎浦春日山の方へ堀切
を通ゞ吉崎浦一方口ゑ敵し置こいゝ何方よりも攻来る便ふし
越前ハ朝倉敏景殿当山を尊崇しゝるゑ者ハ山を攻るゑ事ハ
豊景の浪人若不日ゑ敏景殿誅伐せらるゝ中も必へ左ひしかバ所詮加賀一方より寄
来る斗りなり然ハ橋口ゑ堀を掘へ和田五郎を居置ゝ吉海へ寄来るゑ

るべうぶに又三国の本願院を大將として潮越の方より攻来る風雲忽と至ども澎湃を
指つまバ氣色ひゐ〜せ上淀阪の照頻松が敷老長尾弥七郎池田太郎左衛門あど
とゝ一騎当千の兵士及バ潮越の方心易し唯人夫を以て堀切いすべしと主人主て
申ける多屋衆これ迄同心せしも若ふバ昭日より要害を拵へ出城の義ハ大聖寺の
前陸八幡宮が家を城よりまゝアべしと俄儀せり因茲此趣を上人へ窺ひ申ハ蓮如
様召まて宮ゝハ各〜申さるゝ所一ツとして道理ハ什ハざるゝ其故ハ去文明の初ゝより
当年まで三ヶ年の間此山ハ居住せむるすゝ事ハ華花栄耀ハ乃ぶ又名聞利養の者ハ
もなゝ只只
北陸の俗
偖安心。

○未決定の故ハ或ひハ邪義を執心し却て正道を信受ぜず
空しく三途ハ隨すす不便のなりこそもこれハ行故なまバ
領懈ハ遠して門下の輩邪義を信じて正義と思ひ当流
真実の法を捨て其門下〜ハ化益せバ未だこの門徒
までも決定真実の法を發す〜今度の一大事の往生を
遂ハ誠ハ自信教人信の釈義ハもはひ且ハ祖師聖

人へ報恩謝徳ハもありなんと思ハ和よつて門下一人
こゝも信心決定なれうと思ハす昼夜懈ゝざる多敷こ
此地ハ冬ふるれハ深雪の乃し烈しく浦堺の浪の音漁船
の細引の軋乃るハ年あの源者ハ道を失の空風ハ国ハ身て
寒る年を累るハ老病つゝ起りて業ハつけても労苦や
まゝこゝろ者あゝさ身ども以加越の乃俗当流の真実
信心をとゝ右めんと思ハ斗ハ此山ハ当三年の間居住せむる
りのこたとひ法乃ハ結山偽執の族出来りて此山を破却し赤者を
とるとも若ハ業の所感あまバ是非ハ及バざるこ然るハ橋ハ出城を拵へ人数を集
集んるハ益の者こ此山を攻めとるべきあゝバ我此山を退出して上洛すべき覚
悟ハ内こ究め申こと言葉を尽して仰とれを見バ多原衆一々聞聽して申上げ
るハ俗の短き心魂ハ徹し有難くなゝ事ハ
るべし此當山百餘家の者行方ハ身を隠ぶべき所あゝ山野海濱ハ者家をさ

ふゝ中あき悪賊は身を亡ぼすあれば一ツハ我等が為にても作よ又上人一ト度は下向なりて此山は在半をいとあみゐひ小陸の在俗大半は教化をうけ在法流は基任を空しく他山の悪徒はとゝまるべきす甚歎しく存ずると歳同青は中上げまバ上人答て各の中さるゝ変一々至極あるまども獨生獨死獨去獨来と経にも説せゐひ妻子弥實及王住臨令孤時不随者とも涙ふれて山野は身を棄も驚くべきるあらば諸窄人共財宝を奪ひ此山破却ふ及ぶといへども朝会敏景とハ旅華三會の暁までの契約は本願寺お侍の山あらば又もや再び御半造立まべきす易るべし必ずく要害を構て防戦を企つす無益あらと堅く制誡しあゝ多屋衆約御りて在義訓の条ゝ一々兼知結り已来急度お怠中ゝ一揆蜂起のす國生へお紛せ中へ敏京敵の存意もなるべきすにあと強ふ中げまバ蓮如も是非及ばず乗れを捨ゐ新勝寺本覚寺を使僧として朝会敏景へ作者をさる其文に曰く

結と一札を以て啓ませ申ゐ在ゐ三ヶ年の百者山ゐ居をトヤ在根元ハ名聞利養の為あらば又い栄花栄耀をすと世在唯往生極乗の為計ゝ然るゐ

當國加賀越中の士民百姓等徒ゐ悪業を作り一善を修せば一行をも勤ろば空しく三途ゐ墮落すべきの百不便のあり極りほしまゐ幸ひ弥陀如来の本願末代の根機れ愚の法つゝるゐよつく偏へゐ念仏往生の安心を勧るの外他すあきゐ迷比穿入出離の義諸方より極さの雑説言偽同防迷惑の注者及手更ゐ所頑所等に拵て皆て所迷あきの百行を以て生離苦ゐ処すべき却不運のあり悲嘆ふ我銘りゐるの歎極是心静ゐ念仏修りせゝんと歎す其要害ふき時ハ一切魔魅其便を得山海の軍賊障碍をあ故近日要害を構んと欲す処あり其篠い所用ふき所あり然りといへども光理非乃の子細等出来せゝむる時ハ今度頓次の往生を遂仏法の為ゐ一命を捨て合戦まべきよゝ慈日多屋衆寄合一同評定せゝ快諾ゐ内意新度ゝ怒ゝ謹言

朝倉彈正左衛門尉殿

両僧此書翰を拝条せられ候ハバ朝倉敏系對面ハつゝ遂一ハ被仰せ付ハ斗申ける
返札を以て申べきなれハ左様ども紋信条より為上ハ其義ハ及ばざるなれ之立ゆゑて上人
世外一山の多屋衆へ申さるべきハ今度要害の地ハ断り非必ハ盗賊
の為ハ悪害を捧へらるゝなれハ勢ハも及ばざるなれ若輩人或ハ悪徒あど来て理不尽
の御所ー寺破却ハ及ぶなれハ時世方より加勢を進ずべく候吉清の方より ほを出さ
れなるなれハ無用ハなとて南僧へ時指を三ツ金子十両ツゝを賜りける両ち立ゆゑて此
中を中上りがハ上人斜あらぬ庭ゆりて多屋衆を呼よせ申ひ仰渡されるハ今度要
害をかまへなるなれ金ゝ合戦の用意ハ仕ぶ四壁をかゝる門戸ハも修理を加へ堀切を穿
ち又ハ人夫の用意を仰へけるのなれ山方より勢を出し合戦の義停止と仰渡されるハ

七　加州富樫改親一揆を蜂ふるゝ事并川崎吉清称ち兵火の事

文明五年八月上旬より吉清の山上に要害の沙汰なりなれハ加賀の浪人一揆中け

るハ吉清の山ハさしも要害の地ある所其上又嚴重に要害を捧ゆるなれハ何の
世ふら破却せしむべきや退日吉清繁昌ふ及ぶなれ是偏ハ國主
朝倉崇敬せらるゝ由へ為なれハ只恨むるハ敏系之又賀州の
國主富樫改親殿ハ我等ゞ家派ふなれハ若々度の軍ハ
討負ともも富樫殿加勢ーあべー まゞ事初として川
清専称寺を破却せよとて二千餘騎八月十五日当称ち
乱入り半金一字ふ殘焼拂大軍神の門出ようと勇
進て吉清へ攻寄る所ふ後の方より三百騎斗りの勢
来て戻せと大音声にて呼ちりる諸軍勢これを見
て警破富樫殿より加勢を助りけると拍を叩て喜び
けるに思の外関を上げて切てかゝる一揆ゞ大ゞ用陣ー何
なるぞや心得がゝとうろゝへ殺ぎ名る所加及の大将山田太
郎左衛門大音声にて云るハ富樫殿の後ハ今度蓮如上人

越前へ下向あされ吉清ハ一字を嘗ひ普く衆生を化益ーゐふ頼ゐても飲ぶべきなり況や正理ハ順ずるのゆゑバ汝等吉清ハ系諸ーて日頃の邪義を改宗ー安心の起きをおゐたべき所ハ却て一揆を起ー存外の偽き言語同ゐのゆゑ既ハ汝等も親鸞聖人の法流を汲あゞ〜御本廟の寺務職蓮如上人ハ敵對ものとハ大逆無道のゆゑ速ハ此陣を引去べー左もあらんバ微塵ハあきんと大ハ怒て云けまバ一揆とも安ハおゐ速あー一言の返答もあく蜘の子をちらすが如く皆ちりぢり逃去るこゝハ川法專称ちハ不動の故火みかゐ慌亡雑義の体あまバ山田太郎左衛門と申けるハ專称寺の焼失ハ一揆共の所為ゑ彼ハ早速再興致すべーと云て飯ゐれゐる吉清へ此由申へけまバ和田五郎進ミ出で專称ち焼亡されつるこそ奇怪あれいで此方ハ逆寄ーて一揆の奴原悉く誅戮せんとぞひしめき合ふ下間法眼も是を聞ゐと同心ーけまバ上人涙を流ーゐひ此吉清の

滅亡安藝法眼と和田五郎とハ六國を滅すハ六國みーて秦ハ亡ぶと古人の語の如く此方ハ逆寄みーて戦あゝバ汝等七生まで勘当あるぞと誓ひ宮ひけまバあんハ劇をあーてそ止ゐる上人ハ此山ゐ居住せーむるみちかゝる發動も能ゐ危を見て退ゐ如ぞとゐふ本文ひまバ早〜上洛せべーとて安藝法眼が子息下間源五郎平井又左衛門大家左衛門松永慶順福田桑名赤尾弥七郎を召仕ふて藤堂出超勝ちへ退去ーゐひゐ

(八) 蓮師御制誡十一箇條を書ゐ並川崎專称寺再建の事

今度加州一揆專称寺を焼討せーゐ加賀の國主富樫改親大ハ憤りゐ一揆の張本安楽寺覚力ハ仕ふ法ーまー一味の奴原より專称寺の叱ふ任せ本全再建致せべーとゐりゐまバ無念ハ思ひあゞらも國主の上意あまバ是非ハ及ぶ一揆の面こより金銀を聚めて專称ちの師匠書院厨土蔵まで始より勝まて不日ハ成

就せ〜らける甚時何者やらん門前ニ一首の和歌をぞ立てうる

川さ江へ言田の庫こゝみへうて潜辺の隠田稲ぞ出ふけゝる

朝倉殿吉清の多屋宿を経営て住るハ加賀の一揆前代未聞のるゝ

宿樫殿理非明白ニ計らひ申されしう左もあくバ越前より退治すべくと存ぜ

ず文せ儀ニ及バヒ孫市のゆりこ蓮如上人ハ藤島へ退去なつて

頓て江越京なるべきとの江るこ當国実早ゑるあれバ急ぎ上人

を當山へ江還住あるべき旨仰渡されゝまバ即時ニ藤島へ

参りかくと申上るかバ上人江義引あく早く花洛へ帰ん

ふいきう〜近日発駕なるべきと其用意をぞあされゝる敏

京こ参を実ゑひ上人の思召道理ニ極せり去よ

ゞ〜今度ハ敏京に對し思召止り強へとて舎弟

朝倉与三左衛門尉恒京を使者として藤島へ

参て吉清へ再び江帰住こ義強て預ひるへゝ

上人も是非ニ及ばヒ時節も日を追ふて寒気ニ

成り通路もいとゞふまバ先當年ハ帰住いろう

耕年段すべきはし江返答ふされ参りけゝる八月

十六日より九月十一日まで若狭ニ江逗留ありつて吉崎

へかへらせ給ふ夫より後ハ世上もいと静まりて行すの沙汰

もふく目出度時節ありと国中の悦び限りふ上人仰けるハ干戈を視る時ハ

闘諍を思ひ糸竹をとまバ奏せんるを思ふふひ不信心の者を見てハ安

心決定させこと思ひ多屋の面こを見てハ法義ニ入まよかゝと思ふ斗りあり

今ハ快よく勧化し當山の衆中自今已後此旨を相守るべゝとて十一ヶ條の制状

を認め示しゝ其文ニ曰く

一 諸神並ニ佛菩薩を軽んずべらゝバ

一 諸法諸宗を誹謗すべらゝバ

一 我宗の振舞を他宗ニ對し難ぢらゝバ

一物忌のゆ佛法の方はいこまきあり　とい（世）公方并に他宗に對してかさくこまきを忌慎るべきゆ

一本宗に於て无相兼の名言を以て恣に仏法讃嘆註すゆ慎べからざるゆ

一念仏者に於て守護地頭を輕しむ可からざるゆ

一无智の身を以て他宗に對し我意ふ任せて我宗の法義を悔ふく

慎欲いとすゆ勉るべうふざるゆ

一自身いまゞ安心決定せざして人の詞を聞て法門讃欲せべからざるゆ

一念佛會合の時魚鳥を食すべからざるゆ

一念佛集會の日酒ハ本性を失ふ故飲むべからざるゆ

一念佛者の衆中博奕かく停止せべきゆ

右此十ヶ條制法の義ハ月ハかく衆中退出すべきのあり仍て

制法狀如件

文明五年十一月

同年十一月祖師の御正忌會の時右の五制誡を披露ありて自今已後此旨を堅くおゆ守中へきよう仰渡されこう然るゆ此五正忌ハ雪もふゝされゝ加越兩國の道俗衆結群集して上人も喜悦の眉をひらかせ給ふ霜月ハ正忌の五文章の奥に

五十地ハ五ゆ年すであゞとへてこの霜月ハ五ゆぞう年一代　蓮如上人

ことせすでゆ令ふうきぞ　ゆお月の法ハ五ゆひゆる年こそゆるき　同

はちのとゝ　又霜月ハ五ゆんゆ令もしふぬ年ゆあり　同

㊈哀傷帝消息　並慶順宗念の二茅子卒去のゆ

愛ハ松永道林寺の勢殺意慶順と申す上人別して憐をかりゆひて殊ハ若輩ゆゞも法義も堅固ゆるゞ

文明五年十二月四日廿二歳にて病死せゝ子又福田寺の宗紀も无二の信心者ゆりしがこまきも同日ハ往生せゝまけまゝ老ゆふ定のゆりさゆ眼前ハゆりとて一山の

多屋衆に哀傷の五消息をぞ賜り多る

夫人間の為躰を彩に染ずるに老少不定と云あゞつまあきるのハ我等ごとき凡夫ありこゝまよりて身躰ハ芭蕉の葉に同し唯今モ死常の風まつひふハ則ゆふまあんとハたまの人がのがるゝきたゞふゝく厭ふへきハ娑婆世界あり

ねゞふゝきハ安養世界ニこのたび信心決定して仏法修りせすバいつの世まゝハ

うかむことをゝんやこゝに過ぬる秋のころ多屋衆数のあゝに松長の道其ち

郷ハ公慶頃ハ年をいへバ廿二歳ありしが老少不定のいハまや遁れがたきふ

よりてつゐに死去すゐハまつあるるあゝ云ばかりもはしことふ仏法ハ

心をいまゝ間ざ惜まぬ人もこまるゝと思ふ処に今月四日に又福田の亲会

も往生すかの道其ちも同日にゐい當て往生せしこと偏ハ信心の通りも一

味せるいまれと思ひ侍るゝそも亲ハ満六十也松永の慶頃ハ廿二歳也是

則若ハ老よるに先立いハまつあまバ道其ちやふかまもとまつも後ま先立人間

界の習ひいまゝも道まがきゝ也去あゞ同一念仏死別道故の本文にまゝ

せて誠ニ一仏浄土の往生を遂んこと本願ゐやまり仰べゝ信ゐゝ珠勝や

〈 穴賢〉〈

此御消息を多屋衆へ披露ハ及び殊ハ一七日報恩講のゝまハ於て多屋衆その外の人〻

まで大略信心決定せゝ為るゝ日出度本望こまハ過ず去あゝ其後ち拾

ゐつバ信心もうせ果ゆゝ細〻ハ信心の満をさゝへて弥陀の法水を注せといへゝ

ゐゐ只ハ忘りあく信心ハ續ゆさるゝ冥密ふゝ和尊来小西下向の本文〻年来

就ゝゝゝと五教び限りあゝ

十 朝倉敏京子息氏京吉崎へ系行 廿三ケ条の制状披露のす

蓮如上人爰島ハ有ゝまゝ多ふ加賀の山中の温泉へ五湯治ゐゝ

其砌宿坊へ五音信あされる是ハ加ゝ一揆五演

ゐゐけるまゝ其五礼の為とぞ申へけゝり五供の人と

まハ下間源五郎超勝ちあゝ叔今年も参ゐけまバ

ゐゐる文明六年正月ハ重て三ケ条の制状を示しゝ其文ハ曰

一 諸法諸宗を誹謗すべからざること

一 諸神諸仏菩薩を軽しむべからざること

一 信心を執しめて穀土の往生を願ふべきこと

右此三ヶ条の旨を守て涼く心底に貯てまことを以て本とせざらん人こに於て當山へ出入を停止せらるべき者あり仍て如件

文明六年甲午正月十一日

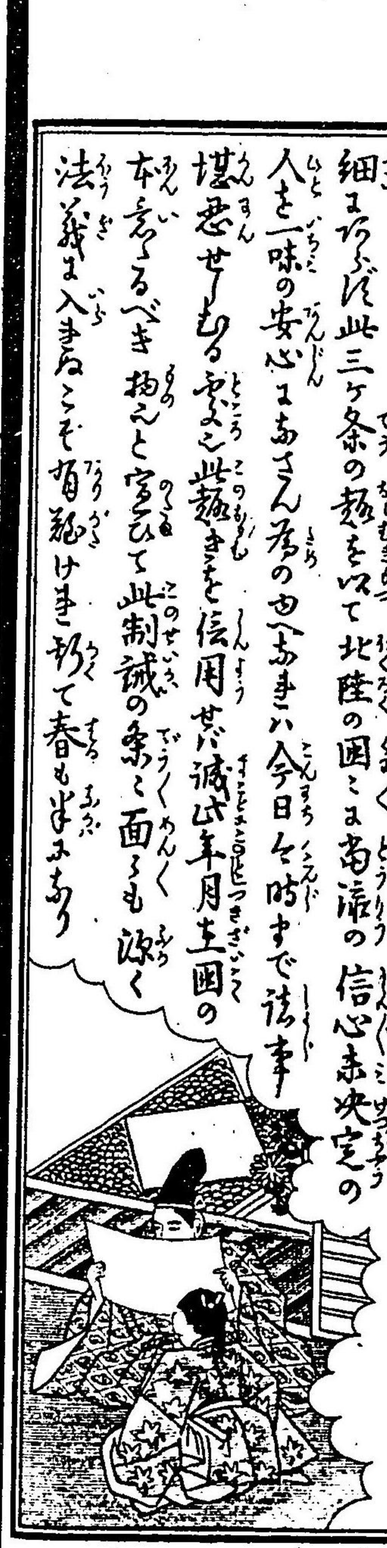

ある時上人の仰言に曰く去文明第三の暦仲夏の頃より暮洛を出て同じき七月下旬の比既に此當山の風波にゝき在所に草庵をトて此四ヶ年の居住せしむる根元い別の子細なれども此三ヶ条の趣を以て北陸の国こゝに南流の信心未決定の人を一味の安心にあさん為の由へあまこハ今日々時すで法事堪忍せしむる事ゝ此趣きを伝用せば滅亡年月主国の本意なるべき拠と宣ひて此制誡の条々面々も涼く法義に入まねこそ肝銘けき切て春も半ばなり

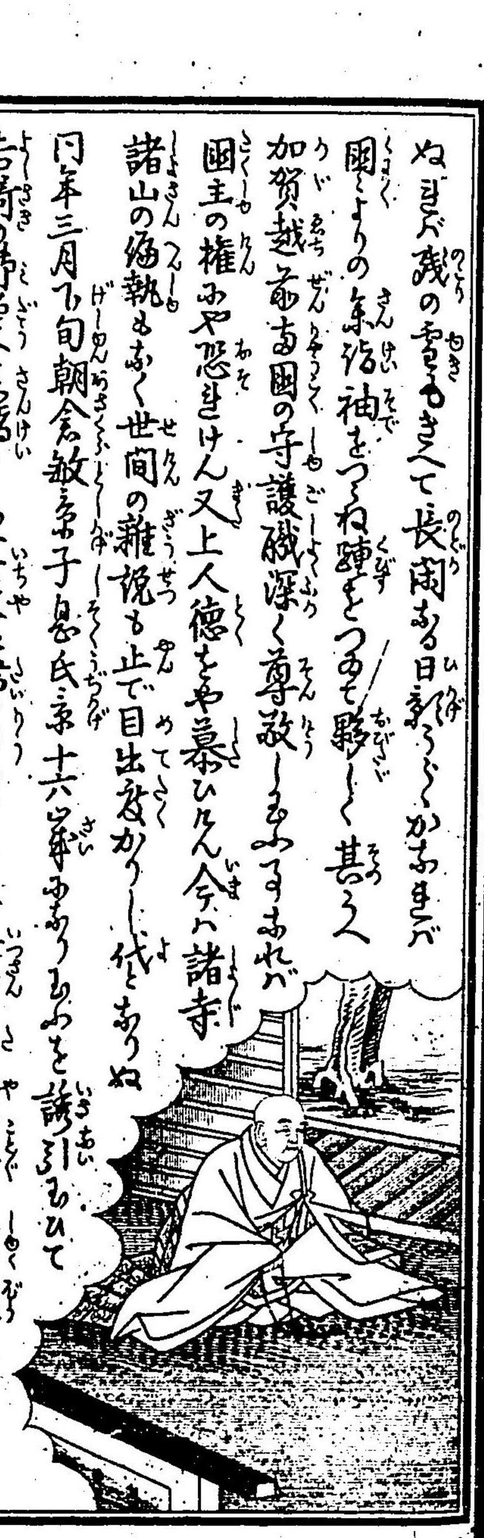

ぬるべ歳の雪もきえて長閑なる日和にかゝまもなく国々よりの条々袖をつゝね連をつゞて馳しく甚うえ加賀越前南国の守護職深く尊敬しまつるあれば国主の権ゆゑ恐きけん又上人徳をゆ慕ひたん今ハ諸寺諸山の僧執もあく世間の雑説も止で目出度かりし代とぞ

同年三月下旬朝倉敏景子息氏景十六歳ゆ吉崎の御坊へ参詣一夜の滞留あり夕暮へ一山の老屋悉く宿坊ゆゑ上敏景宮ひけるに此比家ゆ去る叔敏景父子上人ゆ対して終夜の物語りし其年霜月ゆ十ヶ條の御制誡を認めて加越両国の御門徒へ示しまはし粗承り其一件ハいろ成ヶ條ゆて見申候へ訪坐ゆ上人答て皆宗法の義ゆて曽て孫曾なるもあ〜人ども近年諸寺諸山より當山を妬こ申る全く他人の悪きあ〜ゞ自流の人悪きみよつゝこと是みよつゝ甚事を為人の為ゆまる附こと宣ひて自筆の制状を出させゆよ敏景頂戴ゆて一後しまひ子息氏景ゆ弟し宣ひるい

抑して萬の司となる人は甚だ量天悲と侮り此十ヶ条の趣一ッとして疑ひなきこと
汝等ぢ若し猛くうとも虫も此制状をよく〳〵感見せしめて身のかりとつくすべし我能へ
敬ひおび汝ぢ為ふ家の制法を書て与ふ〻〻此旨の趣氏素へ伝りをつとゆ沙門
なまべ上人子細あく進〳〵せるひる

㊀ 蓮沙敏景ふ對〻法話並ニ富樫政親吉崎尊敬の事

其時敏景蓮沙ふ言ふふは此条数の中ふ物忌とあるは仏法の中にはこれあ〻と雖も
公方或は他宗に對して〻忌ひべきるとは示〻作行とて佛法ふは物忌と申るは佛
座ふくにや上人答て曰吉日良辰ふんどもするは仏法の中には決してあきすにて
甚子細とやはむ〻〻大聖世尊の在世の時提婆達多阿闍世太子に悪逆を勧て
終ふ御父頻婆沙羅王を殺害せしめ母韋提希夫人を牢ふ獄せしむ
是ふよつて〻阿闍世太子は現在ふ五逆の悪報来りて身ふ
悪瘡隙ふく出で来まり萬の霊薬を用ゐるとも人とも更に
甚孫ふ〻〻時医下者波女大臣阿署世王を諫て曰く

太子の患ふ悪瘡は五逆罪の現報ふあまべ世間の醫
薬を以て療ずる所ふ〻〻只三界の獨尊の釈迦牟
尼如来を御頼ミ申るべし仏力にあ〻〻して〻〻
は平癒まるるほし阿闍世王ふ朕は〻と達多の
すゝめふよつて〻如来へは敵とあるとまべ假令精舎
ふ参りて歎き申るとも事ふ哀愍まし給ひべきや者婆の
曰佛は一切衆生を憐ミむる慈ふ親の子を思ふ如く病児の苦
しむ疾又不仁ある子は別して不便を絶すゝめ〻〻今大王かくの如き
業病を受て悩ふ悩まれふ悪人ふまべ仏は邪子憐を垂ふへ〻〻疾く思召立て是程
に仏宝に参りむへと諫めはまん阿署世王の曰く今日は悪日之明日参べ〻者婆重て
如来の法の中には吉日良辰を擬むるは今大王現報の業病重〻〻仏は良医の如く其
良医ふ値ふふ吉日良辰をゝ〻むべか〻〻ば栴檀と子茘木と伊蒙と不毒木と
此二木とりに相焼ふ火の相ふは殺るるは悪日も吉日も亦後かくのごと〻〻吉日悪日は人

ようて日ふよりは阿署世王道理ふ拾して遂ふ仏の位許ふ諸て回心懺悔し如来をあむへ八仏日仏法とハ善知識ふよりて善知識ハ仏道使りの因縁之閻王今日ふ前ふ来る者にひとしく是者婆ふ生てふよりてあり如来即ち月愛三昧にてひとりもひ光明を以て王の身を照しもへハ其悪業忽ふ平癒せり結きハ如来法中ふ有選擇吉日良在とハ是き涅槃経の明文之仏語ふ虚妄ふし何の疑ひひとつハ其外ふ経文ひとつとハどもまづ此文をいぶせり然まハ人の心ハ悪うあるもいろくの物忌をいふるとハ是ふよりて慰きとやきハ却て誹謗とあるもハ他山の者ふて忌ひるひハ公方の按あどひとつハ堅く物忌侍へくるはそれを者を行ふもふハ吉崎の教ふ物忌する者ふ他宗ふ対公方ふ向ても怪りおく紅宗の宗義を口ふるふよりく諸寺諸山より妬侍ることを深く怨きて此条我以て門下に示す所ふしてそうもくひて有恥るどもを物聴し侍りしそ深く感心せき深ふ及ずて物語ひつて翌日回城しもひけり加ふに於ても国主富樫政親去年一揆の後斜ふハ上人を尊礼しもふ四人に国中物忌づひにして其ふも男子の供ふ仕教化ひとつかハ高田門徒或ハ三門徒の弾教又ハ諸宗の士民一統ふ服伏

しもり越前口細呂宮郷加賀口大聖寺迄ふ毎日道俗男女農人樵夫漁父水主の類まで群集して仏化導を聴ふ伝仏決定の事多く仏祖の恩を報ふ者とあるを是偏ふ蓮如上人の高徳の致す所ふ大祖御宗山聖人再び世在世ひて仕教化ひとつかけるよと信せぬ者ふそあるとも利

十三　上人北海萬里を眺て御詠吟並吉崎火災の事

蓮師ひとつ時吉崎の山嶺ふ北海を眺やしもへハ悃書限りもふき風景ふして萬頃江天一葉の舟桃花春ふ蓼花の秋ふぞ仕口号もひ又波舟を見もひて一生蓑笠の畔数日孟春の家とあがめもひ又のこるふい生る者の余を滅して生涯をるる漁夫の罪業深重るまでも此度弥陀の本願ふさへ帰入すまハ往生極楽疑ひ侍りく考さよ有弥陀のほとくとなくく恥ずと吉崎の浪の上ふも弥陀ようのむ所

濱坂山のひなさふ浪のうつ声を聞もひて

蓮如上人

濱坂の山のたゝかふうつ嶽い菱おどろ法の孝行　仝

鹿島の盛は夕ぐまあは宿るゑの群けるは濱で

鹿名山山中どまるゑの勢中ハ名中もくまぬと告るゑ　仝

濱坂山ハ風吹たゝくて茅本一柱も生るゑまは

茅本中でもゝひをてさる濱坂のたゝひの者ハ面无所弥陀仏　仝

咸陽宮の書をつゝぬくも楚人の一炬はけりと成り袖罪精金も竟は一時の炎と去

昇る凡て滿ぎバ虧るあゝひ採吉濤ハ深山窓谷にして虎狼の棲とあり一を蓮如上人

荊棘を獲て一寺を建屋屋たり一ゝ北陸道の門徒貴賤群集して日こに繁昌

まは志ゑる弾丸国主朝倉父子既依ひひまバ拂ち諸山こまを差ゑる所は文明六

年三月十四日酉の刻は南大つ本覚ちの多ゑより出火して於南慶風

頓は吹立祇あく北のつよう竟は傳者も回禄は及びけまバ下問

安藝法眼ハ大家彦左衛つは下知して上人の座位仕ゝせ濱坂

浦の照願ら方へ退せるゑ其ゑ仏具宝物を取出して吉濤浦

〈下り〉る山上の洋あまぎ水も自中あゞれ門内の超勝ち本

覚ち奥宗子ゑ凡て九箇ち暫時ち方に悉く灰燼とぞあり

ふさきども門外の多屋一所も悉あゝゑ火ハ結まり

て上人ハ吉濤へは墨ち拾まれて宮ふ三男兎尾猶如火宅

の金言眼前ことて傳者の陸亡を恐ゝみものい殘ゝゑ多屋

入せちゝり然まハ加越の門徒ゝ四月上旬ふ後御堂をぞ建ゝき

ゝぶ上人姑は居住まゝ〳〵て比間ふ加越南國の主所〳〵は經回

まゝ〳〵て土民道俗尼入道まぞは教化ゝゑまぶは繁昌ふ斗ゝ

○蓮如吉濤にて傳深筆ち書並上人吉濤退去の事

蓮如上人此年月四海戦國の直中あまぎハ往来後生を思ひつゝ移ひ世の中ハ行ゝ

ゝる乱ゝ川きのの見〳〵もゝふハあくなるあゝひ桑田変ゝて海とあるあゝど思ひ親ゝ

ゝひて述懐の書を深ゑひける其文に曰く

そゝきゝゝゝふ人ち め 兎岩有考の轉変と楽ゝゝれ ぐゝれさゝぐゝあゝひ眼前

ゆさぶるまでもなくこの生をのがれがたく不良のさとり覚悟あるべいかもおそろく気色はなはだまことにたさまりしとおもはるるにつけてもたのむべきは弥陀如来わがひとりわがごとき安養世界子ぎなること疑べからざるなり予が年齢をかんがうるに釈迦大法の出世人寿百歳より八十入滅をかぎるべきの定命は五十六にまかりすぎぬ当年は六十一歳あるべきは六十まで年をのばるるすでに生所かつづくて京都南山粟田口青蓮院南のほとりわが古郷なるべしとあくこの五ケ年のうちまで北国にもてとりとのぶることまことにあるべきの次第なり存のほかの次第なりとて六十一にあるべきがぐる月日かぞへられ当年の陰極楽往生いまことに一定あるべしとおぼゆるあるべしそれ人は老かの定のさいひあるべし更ありつくなのこすくあるべしあらうまでと有為の姿はいかんようにはやく無為の浄土にいたるべきこと疑なきまことにふかくたのみたてまつるべし

べしと覚悟あるべきにつて今日このごろおもひて頼死ことのおろかなげきはなはだあく満悲するおつけてもさきそ。その人数一分おのおのもとくべしとなりおもはて夜いまの十五日盛ひいめすれどもきたる日をおくるむなしこのめでたき善孝和尚の日没の偈おもひて

人間総々営諸務　不覚年命日夜去　如燈風中滅難期　七々六道無定趣

と釈なるあるべしやすもりひらんせうまさが朝夕れいぶつくてかつて仏法にいこうもとかけざるてりまくとおもはるるあるべしよりて安心未決定あるべしひとへに信心獲得して今生の真実報土の往生をとげんとおもうべきかのあり

文明七年五月二十日

大九上人北国に在住を聞経回まれ不信の輩を一人あるとも信心決定せしめて報土往生を遂しめ思召れ苦労のうどう門徒なる人々へよく

思ひたちうべきなりあり早三伏の夏なれども夜安の秋なれば一ツの闘諍出
来まう朝倉敏系の舎弟經景と下野安藝法眼と編執ちつゝ國中騒動ふ
及びけり（元来朝倉經景は玄侯邪智の者く又下野法眼血気の勇者にて當
時蓮院を右國守護職より敬ふ）國中小我を振ふ經景と国碁の諍
ひ始長して遂に殺害及べり上人これを聞ひ他人の惡き事は邪上和尚
ふの下間法眼あ人〳〵去く年此地を退去まべうつるを見の面々止ノりさ
き又敏系の計よりて今年中で此所ふ居住せもかるふ不吉の義ありて言
語同断ふ此度の條ふ吉崎を以退去なるべきは文安元年ふて赤尾弥七郎大家孝左
衛門茂聞坊兵三人を召具し瀬越の亭とふ者の小船吉崎山後人回〳〵七曲と
ふの所より其日船ふ召具し塩の浦ふ寄ふく塩の浦より吹風を以て文明七年九月
四日の曉ふ出船あされ海波洶〳〵と漕り若狭の小濱ふ着ふ妙光寺ふ姑ふ滞
を出帆〳〵ふとき以金波寺〳〵思召まてかくあん

海人の力〳〵ふすでふらぐ船の小集結ふ成ふ成ふ成ふ　金

十四　河内出口御堂建立並ひ女出現して上人ふ謁する

上人吉崎を以退去有て若狭小濱ふ着ふ妙光寺ふ姑ふ滞
留まし〳〵つまるも若召ハ封彊狭く〳〵そふ在國ふ成ふ
加越の如くふ行べうびふ急ぎ上洛ふるべきとて小濱より兩津
次郎四郎とふりのを召具し丹波越して摂津國萩田の山
海を越富田ふ出ふ以逗留あされ所とふ經四〳〵ひとれ
河内國藤田郡出口村ふ以發駕あるふ其地を以後
すふ前ハ淀川の流き俊ことして舟の通路ふよく
北ハ八幡山流ふ巡き洛の切きふ自由ふ成ふ
無尚勝尼ふの翠巒南ふ生殺の嶽ふ成ふて
高城金剛山ふ連ふて強勝の風景あるが其地
ふ方二町の池ふ〳〵を埋ふふ一宇の堂を建んと

思召す夢の中更に容顔麗しき女一人まゐりて上人を値ゑまつり上るやうに旨り此池あり
五百年已前より棲る龍女なり上人此所に居住待すゑ給へ弥陀の本誓
を化導し給へり此上もあき堂を造建すべしと申さるべ上人安氣にあひ一ときをやすらひて法弘縁ふ
かくして今幸ふち堂を造建す永く此地を去ずして弘法の中後弥と成仏法堅
昌の霊地とあるべく龍花三会の曉まで守るべくと法つるべ化られば
彼女面顔よりだくと泪を流し今尊き善知識に値まつる亀乃浮木優
曇華の新び何ぞ此ふ有ざんれとて嘆げ矣を含む恢の眉をひそめ
此後は寺永劫退転なき様に擁護まるべと固く諾して かき消やうに失ぬる是
よりく仏堂書院厨まで並嶽美しく建立まりけり則今の光明寺これ

(十五) 堺御堂の建立並唐人来朝して蓮如の教化を受る

文明九年丁酉十二月廿九日上人六十三歳

六十あるうちとくく年のつもる弟弥陀の法者ぞ嬉き　蓮如上人
旦當の伝心ひくあぐさて仏の恩とあくくありへそ　仝

頂て其恩をしんをを思ひつぶけるひて
いつまでとあくる月日のそのりば嶽まやへ〜みのクぐれ　仝
拾住國多忠下影清咋お佛聖ちと弘ろ此住居平生連弓にのみ心をうつて
仏法お續の方うと〜けまば上人思召ゆう此坊主者人を法義お入まば多く
の人の為ふなるべとて言弓ふ書お一流のるちをこるく著し三首の詠弓を添ふ
き溝咋計水原と以所お拾ふ忠ぬ佛聖ち九ろ
在家に糸り〜道まて二を一をひろひ頂て出口へ拾糸
しけまば上人生弓の心を者を怒み者をろれ
む風流まよせて法義をこる〜と仏化益ろまば
孫お佛聖ち信心深ち国の行者とあまろその方お曰
のとくこひも佛をこのむ心ろこそ　蓮如上人
まことの法あかるみちあき
つみあく如来をこのむ彩あまば　仝
のり世かお面へこそゆけ

法をきくにふかこころをさざむ まづ南無阿弥陀仏と唱こそすれ　蓮如上人

蓮如出口にまゐり　時皇子堺の津へ下向して今の世は天下騒擾さればこそ

門徒を建て俗令兵乱の禍を破却せゝるこゝも所をかへて弘く化益せんとて堺の

津に於て一宇の伽藍を建立して扨くに下向まゐりけるに一日契丹西の人堺

浦に来りて上人の教化を聞奉て往昔この人の母子を失ひ歌き悲

みの切り親世善芽の後生菩提を祈り給ひに新に示現を蒙る其旨告は

汝日本に渡るべし念仏の一門拡昌の宗体なりその教化を受て後生の一大事

を定むべしとぞこゝまでまゐりて教を求めて堺の伽藍に系譜し上人を招ぎ

旨を中に上人宗工是偽を宿善宗教の時西まゐり薩埵の告命ありとて他力

雖思の本誓凡愚直入のことなり愚ふすめ西ひしかば教主の後袖に銘る即六字

の宝号を書与へ西へ項戴して頂て契丹国に帰りね上人の法水本朝に溢て天域

を潤す不思議なりしなどもあり

十六　山科御堂の建立並延松の詠歌の事

山城國宇治郡山科御小野庄野村の西中小路の伽藍地の来田を尋ねよ文明七年の九

月ふ吉崎を立退きまゐりて後扶ゆと出口と云ふ三年の間幽棲をトゝめ是に江州金

森弥七入道善従と云人前住存如上人の伽代より大谷にまゐりて深き信者あり

ゝ或時出口の閑窓ふ系譜して申さき

山科宇治郡山科の郷ふ本苗伽

建立ふ宮き勝地なり都鄙の

俗系譜の便ふよると再

三ト上ふまゐりば甚地を歴

ゝとて文明十年

正月廿九日蓮如上人六十

四歳の伽時ふ出口より

ほ上洛して大津延松

へ伽通ひの物山科安祥

寺建立ふ諸人群集す

る稲麻竹葦の

如しふ門郷邪村

とふ是利沙軍

の幕下遠江の刺史

海老名遠江守子

孫ふ海老名五郎左衛

とふ者なり上人の伽化

孝を募り信心堅固の仏徒とあり上人幸甚田を領地に付あ[illegible]と山五
町余の平地なれば此地に御堂を建立せんと寄附ちゃんとゞ[illegible]
ることき別先なる孫七入道り上人指地あり上人宿孫の別業なれば岳
水まゝて別墓興れめされかの地を見るあ[illegible]竟の霊地あまべ先ッ時機を試
るあべゝと堺あり[illegible]る小房を建上せ僅ほ房を立ゐいろはて[illegible]化ありるふ
貴賤群集ふ[illegible]の集る如くあまべ上人は[illegible]限りは（海老名五郎左衛
今の西宮の祖あり[illegible]て文明十年も[illegible]あく[illegible]れを上人近松中は[illegible]年も
ゝて[illegible]

六十[illegible]を[illegible]遠[illegible]ひ[illegible]老の[illegible]れ　蓮如上人

明[illegible]文明十年正月[illegible]面つく[illegible]

[illegible]まのまゝ[illegible]

[illegible]句を[illegible]れる[illegible]五[illegible]検校[illegible]思れ[illegible]

[illegible]の四[illegible]乃[illegible]

蓮如上人

[illegible]

同年の正月十六日より地形を引あじし四園の約束を植さ
せあひて三月の初の比又堺より古き坊舎のたゝ[illegible]をこゝ
へ引せゝき寝殿みあつひあんとそ四月廿八日より柱
立ちはりて八月の立揚ひ築山泉水そこ成就
いとけまバ上人は乾りて九月十二日の夜寝殿み
あゝまけるに月清ぶうみ空限あく晴ぶ二千
里外あゝに御殿の廂みさゝ入り庭の面も羅し
く見へけまバ

少年山や大宅つゞく山科乃

ひゝ[illegible]あき屋の月ゝげ　蓮如上人

㊐ 御影堂造営並吉野山の材木上る事

上人つゝと思呂まけるハ彩の如く寝殿厨まそ成就しけまバ急ぎ彩色
造営あれゝ思呂て先ッ近郷の門下中へ仏縁たりくまハ同し十二月中旬

和州河内の門徒吉野山へ拙を入れて柱五十余間上へまうける影てその年も暮て明る文明十二年正月十六日より影堂の試の為として三尊の小堂を作て正覚のそれより二月二日御堂の手斧初より雑木ハ近在近郷より運送し寄附する既に三月廿八日に棟上の祝儀厳重にして内陣外陣の板敷の良材ハ大津より運び擔板ハ藤の皮の神木を買求めて四月四日より拵作ハ拵皮菩提かく十月四日に出来せり造作ハ四月五日より八月中あまり日も永きにあまり番匠の手当もきろ白きていと壮麗に成就いけまゝ上人の正教ひ御門徒の満足このうへやなんとて紀集やまるる

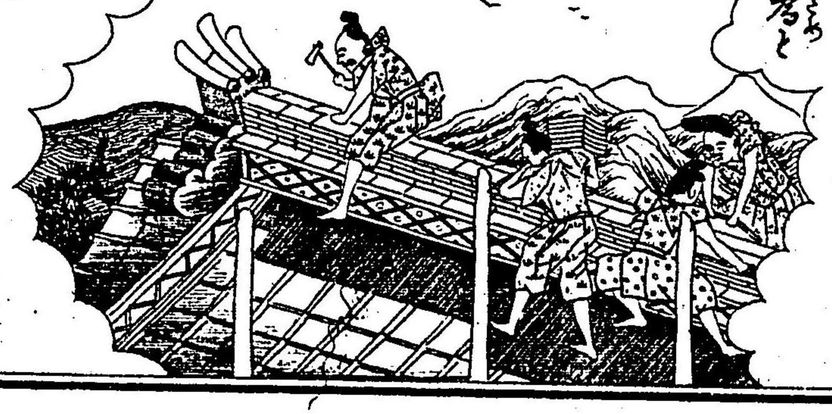

十八 御真影御遷座並三井寺より御真影を遷る事

山科御影堂壮麗に成就して八月廿八日にハ繪像の本尊を假に廚子に移しまつり（社寺等に安置す）山科の御移徙の儀式調ひ扨其夜ハ上人も御堂に宿りあひて仰けるハ扨て年来の本願今すでに成就しけるの京都と經回しけるなりも心中に思ふ丹うハ存命の内ふに新堂を建立して心安く安養の往生を遂むやと念願せしとこよい今宵成就せりとう喜しく尊く思ひ奉る古暁方までハ終に目も合ず夢も結ばずして通夜に怪中と侍き扨御堂の荘厳も殊に結構ふに成就ふさまてらハ将軍の正基所も正系諸まりくて正新堂を正後にて其上上人の正化導を聽すしもへハ世間出世ともに目出度正すどりに日を遂て白堊も塗ひ境地の地形も平均に引まして兎角するうち十一月十八日にあ当ハ今宵大津近松に正座あされる聖人骨肉の正影像を山科の正堂に正遷座にうんと其中を

三井ちへ住さされ々まバ寺門の衆徒異雑をかけ御真影を山科へ渡すなどきとて遠りる其由を聞るか文明三年二月より江影像三井ちる江入ゝせゐひて今年まで十ケ年の間ハ諸國よりの系詣日々に影ぞ〜して寺門の境内張〜ていハ弥勒の出世〜ゐやと怪びゆへるゆゑ今山科ハ遷〜あバ三井ちの衰微なるべしと一山會合て渡すゆゝとぞ拒ける其時上人住せらるゝバ然ゝバ等身の形像をつくり面皆べ〜き後ふい元の如く蓮淳法師を置ゐべ〜と色こに御侘言ま〜て遂ハ江真影を悉あく山科へ江遷ゆ〜ゐひ々ゆ

十九 山科まて七晝夜の法會初て行る並三種の神器の御譬のす

蓮如上人曰今こそ本願ち浄土真宗の本寺と申ハ山科ゑ勅ゝて日本に於て親鸞聖人の江流義ま〜ハ別まさりとゝへ共御真影のおハ〜ゆす所を本寺とゆすゝ其故い覚如上人衆專房に住へ江故邪抄の中に祖師の御本所を幾如〜みづゝ建立の私の在所を本所と自称する冥加を存ぜ利益を思ハざる族大

憍慢の妄情をもつてハ爭ゝ仏智无上の他力を受持せんやと宣ゐなまバ何方にまゝ〜ゆすとも此新像を安置〜ま〜る所こそ本寺ゆ〜まバ恐まゝ多き雅ゆ〜までも三種の神器を常〜ゐいさまバ王といゆさゝるゝ如ゝ然まハ今ハ御真影を三井ちより山科へ移〜ちるるの時〜さるとのゐひて別今年十月廿一日の迫夜より七晝夜の江法ゆす山科ゆ拵て始て江修りゆされ江満願の趣を山科江建立の江文章ゆ拵さまゐゆ其江真筆ハ今ゆ西宗ち什宝の随一ゆり良ゆ文明三年四月上旬より御真影ハ大津ゆまり〜てゆ務ハこかゝへ經回〜ゐへハ江本地ハ何地をゆりつく本とまゝべきぞと人こ覚来ゆく思ゆ所ゆ今年今月一処江居住〜ゐゆの有様ゆと皆人悲の涙ゆむせびゆり

山科阿弥陀堂御建立並寶祈延長を祈りまゝ〜る〜支

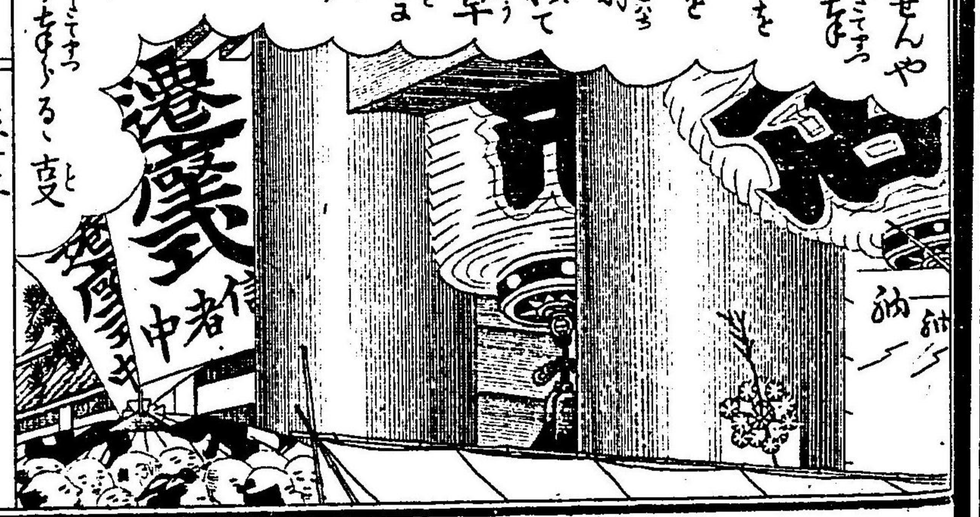

同年十二月中旬のころより上人思召立あハせ給ひ既に成就しもふ然まハ女頼ち元来勅願所にて他に異なる寺なきハ此上ハ阿弥陀堂を造立して先帝の御菩提当今の寶祈を祈りまゐらんと思召さ又吉野山へ此旨仰せさ立て阿弥陀の杜二十餘本ひろ〳〵ハ既ことゝもくさきて文明十三年ともあり給ハ正月十日ハ吉野の楚山科へ到来る因茲二月四日ハ手斧始めありて同年四月廿八日ハ棟上の祝儀ありて六月八日ハ假仏殿をまつゝ御移徒の規式執りせるゝ幸あるうち今年六月十八日前住存如上人の二十五回忌ハ行さゝせるひ給ハ十一日の逆夜より七昼夜の間執行法事ありて遠近の門徒ハまもくと群集して盛昌の体いまへハ百倍せり又其翌年文明十四年正月十七日より大門を建立ふさ給四方の並樹堀溝築地鼓楼滝楼茶所橋輪莊橋こ等まで今年ことゝく成就せり又其ハ

と〳〵文明十五年五月中旬ハ河内國古市郡誉田の野中の馬とゝ尾河を呑て瓦を焼てことゝく瓦普ハそふされる拵文明十年より今年八月すで六年の間御堂書院基所集會所部屋〻まで残ハ成就せり誠ハ莊厳いと美麗なるとを業ハ尽しかゝて今世ハ異国ハ知ハ日本国ハハこゝひあき大伽藍こと貴賤賞せねとのハあうなり

(廿一)てに著ハを以て易行道を教ハ並選子内親王和歌の支蓮如上人諸堂成就の後ハ敬びの為時こつ徒を集て仏ハ仏を懈怠するとなりとも往生すまゝきかと疑ひ歌くべかゝび弥陀如来を一夜拵こまいらせて往生決定の後ハ懈怠なりとも浅まゝやかる懈怠なるのハ事ども仏ハ助けハ治定こなりなるかゝやくと悔び念仏を中こころを他力大行の仏恩ハ仏中べきこと仰せられ事ハ時つ徒の中の内一人ハ尋中さるハ仏ハたすけなるるのなりなるさと念

仏ぶくや又ハたすけなんとぶる支の功りぐさと念仏やべくを中と存けまバいづまも
よ〜但心定聚の方ハたすけなりまると怪ぶこころこ滅度の悟りの方ハ手たすけなんぶる
の有難さとすす心こ仏まも仏ま有るすを願ぶこころ〜と願せるひき又万の時山科
の郷中ま一農夫なりて兄弟の女を指なり家窮て貧しさまども弥陀の本願ま信べ〜
時こ上人の御教化を聽ま〜て仏恩報謝の称名を怪びける彼を善者の風通まがさく
て二人の親まろあく夕の嘉と消ふる兄弟のむすあ詮方あく同居ある
里長日蓮宗の家ま幸公〜代る日此親この教まて称名を
怪びるが此家の主人かさき法華宗ふまバ決〜て念仏をバ
禁ドける兄弟のりの仏恩ぶすまがさくやなりん田植ま
臼挽粉挽の時も称名の代ま是すままいぞやかの子をと
起臥ふいあて幸公を勧ける其と〜もくまて梅旬一春
まもあまバ薪入とて一日ふさ日の暇をもらひ山科の御堂
ま参り上人の御勧化を聽ま〜涙ハ神の涙とあるまて称

名を怪びける南法度も終りけまバ詣人皆〜退出〜
ける上人兄弟のりの御坐にひまこふ〜まを上ケて泣居
る上人怪〜ミるひ二人の女子ハ何ゆへかく涙哭ま
るぞと問ふバかの者いふ中う両親の嘉ま但せ称名
念仏ゆけるが親ハも子ハなりて後日蓮宗の家ま幸公
〜代るかく念仏を禁ドゆさまるゆへ何方あく忘ままい
ぞやかのすをと称名の代りまつねふ唱へ代る今日ハ此法華ま詣〜
思ひのまこに念仏を怪び〜ゆ家ま翌日ハ又りとの如く空云を
唱ふるすと悲〜きまとてかく慈傷ま及ぶありとふ上人是を聞〜ぬし
涙をまふ〜流〜ふひ善哉〜称名の代ま忘ままいぞやかのすをと唱ふる
す佛も知見をりつてまろ〜ゆ御ふるすふまバ疑ひあく極楽往生まべ〜信心堅固の御
同行こと賞嘆ま〜ますす限ふ〜まうる〜ふ〜迎もあ〜忘まてれぬぞかのすを
をと唱ふ尽〜こまにて易りの道ふかふあるりぞいぶん信心お續ぶるすふる

まを教ふこまこ終のてま於ゑふま自他の座を拵てもへあふ凡爲この及ぶ所まなり
ばと生死世ま美嘆せばとふあすを思いまへも此例へなりて内親王伊勢賀茂の斎
宮齊院ま立せあふる景切天皇よりむどまりる其時忌言なり佛を中子といひ
經を染紙といひ塔をなり良こ伎といひ寺を尼菩といひ僧を髪長といひ尼を女髪長と
いふ是延喜式ふ出さう 拾花集 の新宮ふときこへる時称
名の代りま西まむくひてよろふ

拾花集

ゑへどもいむとていすねとあれば彼さそむきて移をのこぞあく

遍子内親王

(廿二) 大阪御堂南草創 並聖德太子示現の支

摂州東成郡生玉の庄内大阪の庄坊ハ蓮如上人八十二歳明應
五年の庄庄草創なり 霊場あり 第八男實如上人ゑ庄寺
務を庄壞ふされ山科南殿へ庄隠居まへ 信證院とぞ
申ふる上人なる時河内出口へ庄裝駕あさきそれより富田
溝杭ふ出野宮あどの辺へ庄出ふるひい泉ふ堺平野又ハ

佐野加祥寺貝塚へ庄經回なりて人民を化益まひ庄上
洛なふ二月廿二日ありまこハ天王寺に詣まひ庄
れんるやふ抜出 天王寺と申ハ聖德太子廿二歳の御時守屋
の逆臣を誅戮の庄願成就の後建立まあり王造ハ始メ樒の岸ま
なりるを此地へ移されるる忝も聖德王ハ救世觀音の垂迹あきハ
此土に示現まへて仏法を弘通まふ觀音ハ西方淨土の脱士の菩薩
ありて弥陀ハ果上觀音ハ因位あきハ因として果を尊みふ故ま宝冠ふ弥陀をい
たゞきふ其うへ此地むへ釈尊軌法編の勝処あり時太子ハ長者の身と成て
如来を供養まあり紀ち今此宝塔金堂ハ極楽淨土の東門中心に当るといへり然ハ
天王寺へ系詰の人そハ本地といひ垂跡といひ太子の御本意あきハ弥陀を信ぜる人ハ太
子の庄こころにもかふあふべきこたとひ百度千度参るといへども太子の庄本意ま達
せずんハ徒るすべし 然るま當流の行者ハ弥陀如来をたのみ信心決定まして往生極
楽の覚悟を究めるるまへま太子の庄心まかなふべし 信心ね積急りあくと示しまへハ

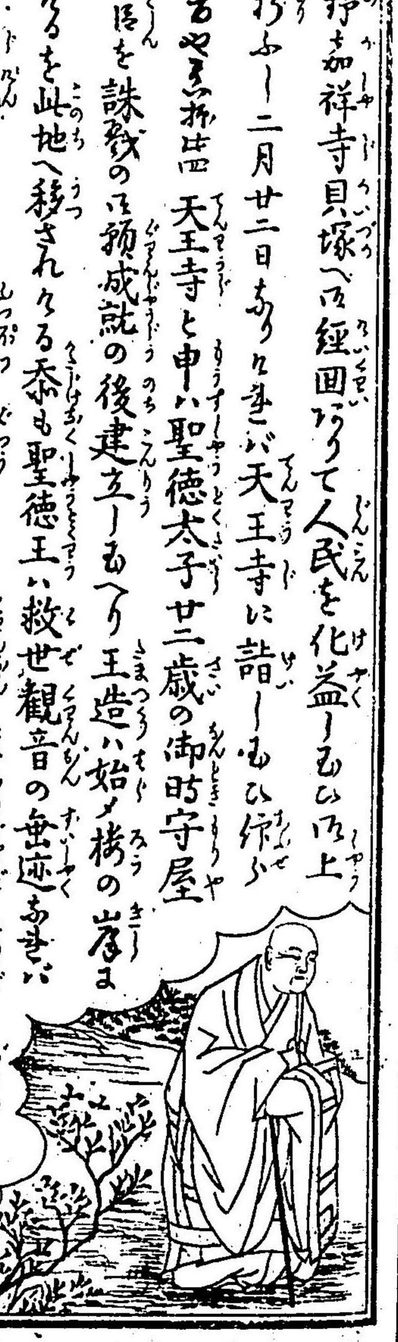

人々感涙にむせびる上人天王寺より玉造のかゝへ迄越あされゝは何ともあく十四五歳ばかり児童人まゐりて上人へ申るハ爰はよき寺地なり迄一覧あされて一宇を迄建立あるべゝいざ此方へと倡ひる上人此児と伴ひあひて山上は絶り遠見なるまゝハ淀川漫々とゝて八功徳地を表ト西海の潮ハ雲まつゝゐて日想観をなゝハゝ千舩の往来も自在は

まゝて陸ハ金剛山につゞきて法喜井の浄刹は憐り葛城高間の山聳へ西ハ麻耶の峯根兜山六甲山なるハ海涌まハ三犬女の浦須広明石の浦月落かゝる淡路島山まで手に執ゞゝ此地を饗應の風景あれハ誠は園林壮観の地ともいひつべけまハ天晴此地は御堂を建立せばやと迄ことゝろを究ゐゐと忽ちかの児童へざゝる夫より此地は御堂建立あるこ時さゐゝ奇端多くなりゐまハ今の児ハ正しく聖徳王の化現なるべゝと皆人申なへり上人迄隠居の後ハ只假初の事は付ても自心教人信の思召の外ハ他事あゝるき勢て明應五年の秋九月より彼山をひゝき地拯こまなる時法安寺の両僧難ゝて明日ハ大悪日ふまハ初て伽藍真行の日はハ然るべうゝと申けまハ上人答て如来法中無有選擇吉日良辰の仏説を疑ゐべゝゝ明日早々は創むべゝとて土石を堀地面を掘ちるは不

思議なる事俄は泉涌出ゝ又礎石瓦等まで土中よりとゝ出現す兼て埋蔵置けるが如きなり木材い吉野山より運送ゝ石ハ御影里より舩路にてをくり工匠ハ都鄙より聚り集りて不日は御堂書院門々墨所等迄成就ゝるひる

廿三 聖徳太子未来記並本願縁起の文の事

天王寺に於て聖徳王の未来記を見るふ末世に到て此寺の東は當て仏閣建立べゝ即我後身と記ゝ置せるふ然まハ太子ハ本来観世音の垂跡上人の御母公ハ石山なるの観世音にておはゝまゝふまハ是ふを思ふは蓮如上人ハ聖徳皇太子の後身まて渡ゝせるふ顯然さゐ本願縁起に曰吾入滅之後生比丘比丘尼長者卑

賤身弘誓教法救濟有情是非他身吾身耳矣又玉造岸西方瓦焼置二万枚埋藏竈
穴至修造時鑿取用而已云しこまを思ふ礎瓦の土中にあるをこれ太子の埋置ふとハ
明らかにあらしまてこまを文を往昔の宿縁浅うゝ因縁と書せゝまを又如何ある約束
のありけるゆやと宣ひるも真に所由ありと思ひ合さんさう

㊃ 蓮如上人御不例並下間法眼安藝勘気御免の事

化野の露鳥辺野のけぶり冷あき風貴賤を択ハゝ生死必然の道理あるかゆへに大聖世尊
栴檀の烟をまねゝまをもハゝ十悪の提婆も無常の風遁るすちし四大五蘊假和
合の質みふことゝく磨滅の期ありまハ上壱人より下万民まるすで
遁まゝハ只この一ツあり然ハ信證院法印権大僧都兼壽蓮如
上人八皇百二代称光院御宇應永廿二年乙未大谷まて御誕生
まし〳〵百四代後土御門院御宇明應七年戊午上人八十四歳の
四月上旬より卿法違例まし〳〵上人宣ふハ春すぎ秋去
て當年八明應七年孟夏中旬まもありぬまハ予が年齢積

りて既ハ八十四歳ぞかし〳〵然るハ當年に限りて殊のほか病悩
まかりざるゝ古眼耳手足ところ安うゝ候こまをうゝあるゝ
宣令下の至りあり又ハ往生極楽の先祖と疾く覚悟せもる
處に諸ゝ存生の中ハ易ねやべしと宣ひる同月十九日板坂
左近将監と云ふ醫師参りて脈をうかゞひ薬をまりゝ
御食すハかゞ澆湯ばかり少し召れを不同五月廿八日ハ系詰
抜されを已後ハ出仕をも留りを同六月六日に姉小路黄門基綱卿光臨
りて上池院を召具しむひて數刻ハ物語りあり醫沙ハ薬を調進しまをども更ハ其
験なゝ候上人度こ仰まるハ賊縛比丘脱艸於醫王遊乞食沙門彰鵝珠於死後と云ふ
戒文を仰まるる是滅後ハ不思議をなゝ〳〵もつべきハること後ハで思ひ知ふまるる
同月八月下旬下間安藝法眼北國より上洛して上人のハ勘気を用ひまり表ハ御存生の内
ハ勘気ハ免ぜゝ未來までの面目こまをまるゝ度とて漸く久しく落涙し御近習衆を抜
いろ〳〵と仰言ひ上しかバ上人宣ふハ汝ハ未來永劫まで勘当ハ今度北國ハ於て合戦の

義言語同断の法者こ去ぬゞ重ねて北国に下るまゝ拙ぞあふハ不便のるゝ語法聞提思
皆往の弥陀如来の本願あまゝバ何程の悪逆ありとも回心の上ハ子細あるべゝ仏とて法敵免抵さ
まゝ法眼ハ前へ召出され尊顔ふ場ゝ感涙を流ゝ御病体をうがひ左り退出ゝけ
る上人ハ遷化の後中陰の内法眼も上人当年の冬の頃より宮ふハ明年三月まハ必ず往生すべゝ又ふゝその心
山科ふ於て往生せられけり、
得まて信心相續怠るるあゝれとかへもゝ御教訓於せれる

㊿ 上人御病中ふゞゝ山科へ結りゐる並吉野の桜を献ぜけまバ拙和歌のる
明まハ明應八年二月十五日ふ宮ふいわまゝ大阪ふ於て往生せんと思へども思ふ昔ゆ生バ上洛して
山科ふ於て往生まべゝ空善急きて山科へ参べゝと仰せけまバ空善かゝこまりたく
ハ意を兼り即十六日ふ上洛りて其用意をせゝまける上人ハ十八日ふ大阪ふ御立あされ道
中静ふ拙ぞりゆつて廿日ふ山科へ入御まゝ明る廿一日ふ影前へ拙参り
りつゝ仰せらるゝハ今度ハ不思議ふ命存へ作ゝ大阪まて往生技すべき
変る在へ廿今一度聖人の御恩顔を拝ゝ奉り度ふひて大坂より
三日着ふ上洛申ふと高野ふ宮ひて感涙ふ噎びふへバ座中の

人々各こ袖をぞ濡ゝける同廿二日より御往生所を新ゝ
造建ゝふひ廿五日ふハ四方の土居を手裏まゝて御めぐりり
伊勢土居まて御湯を召されてりゝ潔よりと御歓の気色ま
ま御門徒の面こ御余波を刮みふ同廿七日ふ御堂へ
御出座まゝゝて拙飯堂まハ手裏を後さるふ舁せて入せるふ
三月朔日にハ北殿へ拙出行あされ実如上人並ふ御連枝方同席ふ
まゝゝ数刻法物語ふされ我今汝等への遺言ふハ更ふ餘るハ法
唯信心を決定すべゝと仰せゝまるる同二日まハ下間五郎左まつふ仰付
ゝまて櫻の花を御覧りたきとのたまふその翌日吉野より桜を奉り久まバ
上人曰御堂の四壁にも若木の桜りとハへども今此吉野の花バ名所の桜ありとつゝ拙覧て

咲つゝく花ゆるさびふる我も又と欣ハゝき西の彼きゝ　蓮如上人
老らくの行すでかくも病あすゝ迎へるへや弥陀の浄土へ　仝
今日すでハ八十五にわまる命の久ゝくせゝとゝ知まやみふ人　仝

と口號おひろ誠は連日の御長病に侵さまひて御衰老の御気色ことは不食はまーま
せば些三四年の間ふ御身躰むかーの如くはろぶに耳目朦昧にーて色を見あうを変あるす
分明ふぶと仰ふる、處は大漸の期近づきあひて二根明はあらせもふる日来に超させ
あひたまば見聞の諸人ミな随喜ーたまぶとゝふるふ～時は慶聞房中上ふまーハ
上人は遷化の後い大阪御房を以て御本地とーあべきや山科は房を以て御本地とーあ
べきやとやされーかば上人仰ふまて宣ひ大阪山科ふハ限ふぶ邊土遠境とゝへども一天無二の
御真影おろーまぶ所を本寺とすーーアれ吉濤出口大阪境は居住すと
ゝへどもこまを本地とゝふべうぶ其時節ハ近松は真影入ふせ
あへハ近松を本地とゝふべーー當ちハ此山科は御真影入ふせあへハ
山科こそ今の本地ゝ出口は居住せ～時江召堅田の法住房参り
る其時は空然房法住は對ーてやされるハ是すでるー
糸り及支有雑く存及路次ふ及ハどは大津近松は
まー法すは真影へは礼やあひてやあたんとやけまハ法住

申けるハ御影ハ何國はまー法すも同るぶてあ～ば我上人は
御對面を申まりれと申ぶ時空然申けるハ御影ハ何國に
まー法すも同るふふ堅田辺は何福も御影安置の
人こハあは此水辺の草深き葦屋の中迄参ふまあるハ
なるへうぶと申ふーは法住房返答ふうき我レ
些爰貴く思ひて文はも書置ふーー然まば本寺とゝふ
べけれ我ハ其留守職ゝ已後は推ても此御真影の申ふまます
所を本地とすべきよ慇懃は仰ふまき同七日の暁御自脈を匂ひあひて申ふひ
なハなふ嬉ーや違所なり往生近付ぬ法然上人の御詞は浄土を頑子行人ハ
病患を以て偏へはこまを樂ーむと仰ふまーも今我身の上ふ思ひーられうー病
いるーはまーども樂ーこハ是ありと宣ひーかば醫師藤左衛門申脈をうかゞひ
たるふ誠は胃の気の御脈違ふ所ありと申上ーかば上人さぞと覚ーうと仰せ
ふまき扨暫くなりて今一度御影前へ陸礼なるべきとて申老邁疲悩の体身あふ

御病床の衣服を脱せられ新しき衣裳を法着用あされ腰輿まろされて先本堂へ入ふせらきたばふゝ御念珠ありてそきより東の縁側へ舁出ほべしと仰られ庭より御影前へ参りありて聖人の御尊像ま向ひ今生までの拝顔これまでなり必かの国まて真身ま羽しまるべしと懇まのゝるひゝ身ばゞ人ゝま秘をぞ絞ふぬ

ハあうう事り

(共) 御辞世御詠歌の支並病床にて御物語の支

上人御飯堂あさまんとて堂前の花を見あま色ふうく匂芳しき粧ひ朝の露ふぬ
まて簾しきを巻覧まゝまゝてあ[illegible]ろの風流ぢと仰せゝまを巻の正面より丹
後の法眼舎弟上野助その外御連枝中輿を舁まり還御あゝまいゝせゝまハ今ハ
本懐満足ことと御喜ふさまゝ御病床ま臥ひて辞世の歌和歌

わまゝ死ふばいろなる人もこふとりに雑切まてく孫陀をたのもよ　蓮如上人

八十五ッ定業さいする我身ぢ昭愚ハ年往生ぞまゝ身ゝ　仝

同九日ふ法教房空善房加賀小松の了弥陀を召て教計法義の正物語りて上

人宮ふハ空善ゝの昭参ふせたる鶯の囀るまゝを聞ばふ法きけと鳴鳥ぢさ
法きけど鳴ま人間ゝて上人の御門徒あてりあゞ法を聞ざるハ、
鳥類ま方まり此鳥の法きけと囀るまて頃日ハ心を慰ミける
然まども竈ふ入まてるまハ不便ゝ竹林へ放ちてやれとのゝるひ
けまバ空善取て藪へ放ちけるふ上人曰く此頃ハ鶯竈の内で
さぞ迷惑ま思ふ度けまども法きけとゝと鳴りゞさ
さまゝふまでいまつるぞや今藪の中へ放ちけまバ喉怪ひ
申まべし是ふつけても人間の六道四生の竈の内を出
て西方浄土の廣き竹林へ放されたゝ如何ぢり怪バ
かるゝと宮ひ空善申けるハよき鶯まをまりて有がゝき
御教化ふ誤りなと悦び申ゝまバ座中の人ゝ感涙をぞ催ゝる

(廿七) 御文南聽聞並御秘蔵の馬を召覧せらるゝ事

上人又慶聞房を近くわされ何ぞ誦て聞せよと仰ふまけまバ御文を

よみをゝんとゝ上しかば上人然るべしと宮ゝ国是大阪所建立の御文を拝讀
しをり二三返よみやけまゝば龍玄房代りて聖人一流の御文二三返讀をりしかば
上人のゝ事ゝやうゝ不思議や我作りゝる物ゝ珠脂ゝ覚ゆるぞとて涙を落
しましゝる道理ゝ教行信證を六返六要抄を五返安心決定抄を三返表紙
の破るゝ程ゝらんゝされ千の中より百を撰百の中より十を摘十の中
より一をすぐる凡夫往生の肝文をゝゝみとり耳ゝふゝ心地易き
やうゝ書記しゝつゝ要ゝ中の要文ゝり自ゝ殊勝ゝと作ゝ
まゝも理ゝとぞゝゝ事ゝる真ゝ聖教とゝゝべきを摘
界論しゝひて文と申すべきゝと宣ゝり又一日御秘花
ゝゝ栗毛の馬を所覧ゝされゝきよゝ作ゝ歩けま
ば四百の内の事ゝ二疊を上て寺寝殿の際まで引よせられ
て所覧ゝゝに此馬前足を延て涙を流し頭を垂て
尾をも振ず蹲踞る上人ハ暫少時ゝ覧ゝるに空善中上

けるハ誠ゝ畜類まで上人を見奉りて涙を
流しけるゝそ不思議ゝりとぞ申る同十日そろゝと
起上ゝせゝひ御病中の御容貌を図画に書せゝれ其
御影像ゝ書附させゝるゝ銘文ゝ曰
獲一念信　今詣安養　穢身永絶　法性速證
と遊されそれより弟子ゝ病気重ゝせゝるゝ同中旬の頃ゝ容体
いよゝ重りゝる上人宮ゝハ我死せハ大阪より持来せる曲彔に乗せ正信偈念仏して
御影前へ移し申べし年来同行の下又ハ佛法のよしみをきハ見ゝきゝゝ思ゝと
名聞ゝハゝゝ我遺骸を見る人々法義ゝ入うやせんと仰る同十八日の夜ゝハ
我ゝき仏まで兄弟和睦せよ信心ゝふゝ中の所きゝゝんゝきのゝ悲ハ法流
もまゝゝ繁昌まべしと仰ゝれる十九日より御食ゝ御服ゝも止させゝひ念仏で
ゝを唱へさせゝゝゝり廿二日より御相好少しゝかゝゝせゝゝ撫ゝゝさせゝゝ廿三
日よりハ脈もゝゝゝせゝゝり廿四日ハ頃て御往生とて法教房空善房ゝ傍近く

まゐりて御足をかゝへ上人日頃て極楽にて対面申はべり繪像の本尊を懇ゝ
と宮ふこれふよりて屏風にかけ〜かゝ今生の御暇乞あり思て浄土に於て真身を拝し
まゐんと宮へ法敬房も空善房も目もくれ心も消入ちりあり

廿 蓮如上人御遷化並に御臨終に遇まる人々のすゝ

三月廿五日の暁に大地震鳴動し朝日の回る支頻にあり〜かゝ見聞の諸人不思議の思
ひをあせり是則権化入滅の瑞相あり昼夜も明ちゑぬまゝ上人仏せ〜ゑ生るゝ
師と成ゐ子とある支へ多少の契恩こ生る内の別面へ今にかきかり恒て報土兎生の再
会を期ず〜と宮ふ孤ふ日光東嶺に昇り清虚雲晴て音楽空ふまも金色の光ふ
変ず前後ふ聚る一族親厚の人々こゝふ五體を地ふ投て涕泣咽涙せもるる際ふ〜我
るゝふ山科郷の内別して野村の御坐の前後左右の草木の若葉までも悉く枯て花
も泪をそゝ地別を悲み山野禽獣も足をとゝ翼を垂て
仰ふ大聖世尊の御入滅の時ふ異あゝ終ふ明應八年己未三月廿
五日午刻正中に頭北面西右脇ふ臥ゝ瞻るゝ如くふ〜て念仏

の息ゝへまし〜ね干時春秋八十五歳御身鉢柔軟ふて御相好常の
如くに匂まれるふ誠ふ日月西の雲ふ隠ゝ法灯忽ち消ぬ
嗣邪の道俗悲傷〜遠近の門徒歸法まるゝと宛も抱
育の考妣を喪ふに過ゝ御終焉に遇まる人々ふハ

大納言法印實如上人　権大僧都北林房　同蓮誓
三位法印蓮淳　権大僧都兼縁　権律師實賢
法印実悟　兼往　法印實考　同實從
中山中納言宣親卿　姉小路黄門基綱卿　下間安藝法眼
同五郎左衛門　慶聞房　龍玄房　小松了珍
順誓房　法敬房　丹後法眼　同上野助　道徳房
越前慶祐房　河内浄光房　浄賢房

廿一 六字名號寄瑞並祖師の尊像現じ給ふ

伏以べ蓮如上人我朝ふ出世〜まして一流の法水を再興〜邉土遠境の群類を化益

し滅後に於て利益を現代に顯さんとて明應弟八弥生の空に降れるひ眼下霊異を
見せるひろく滅後に至て其遺德多き中に上人翰墨を投じるに
六字の尊號の中に寧特不思議あり今畧して こゝを書
さるに或は御門葉の中に道場を焼失しける時名号嬪集
して多く仏像と成るへるに或は名号焼爛せゞ其字形
むなしく明に残まり或は名号破燃せゞが潔くに愈返るも
なり御入滅已後十箇年過て門葉の中にかの尊翰を
安置し奉るに常に燈明をもかゝげざるに名号の
ゆとう輝きるあるにもとゝろひてこゝをを敬するに
光明にざゆりて阿弥陀仏の四字のうへに忽ち
方便法身の尊形出来るり如是拜する間に南无の二字
の通りに本師親鸞聖人の尊形鮮曩として現じるに其後
又蓮如上人の容貌出来しるに居緒を經星霜を重ねていよ〳〵其形彰みして

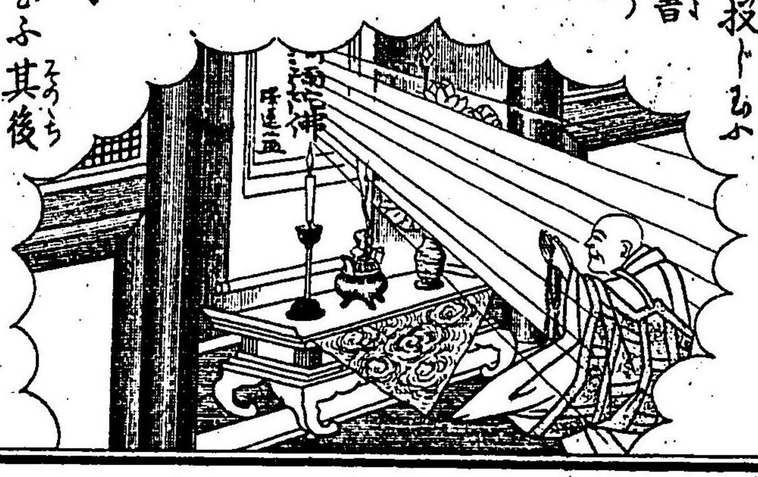

佛像にすゝ出來るり上古よも季の世よも如是の奇瑞なるべうじて実に是滅後の
利益を末代に知しめんとの法方便あり凡上人在滅の妙事これ多しといへども筆
するに遑にあらず畧して僅をこゝに著し畢ぬ

蓮如上人御一代記圖繪　終

位牌に　たゞ一ぢちはまるる　蓮如上人
　　よ　ぢをすまば　名のみこそ利
罷ふりくふよりいを形むまるあれば　仝
　　法の　ちろうるよりみこそゆけ
極乗をんのあくまるぬまでど
　　なむにそぶの　ロろこと　あき　仝

明治二十年六月廿五日出版御届
同　年十一月十五日刻成發兌

定價金壹圓三十錢

編輯人　京都府平民　不二良洞
下京區第十三組佛光寺東町四十七番戸

出版人　京都府平民　澤田友五郎
下京區第十九組塩竈町五條通高倉東入三番戸

新版親鸞聖人御一代記圖繪　銅版美麗　宗山聖人御誕生より御遷化まで御一代の苦學東國北國の傳化益物の記載一念仏弘通の始末委しく洋本仕立　畫一細畫を加へ文を附し此流を汲人此書にて疑心を去ます

新版善光寺如來傳記圖繪　銅版美麗　此書は初瀬合離城月蓋長者の志願より目連菩薩宮まで御開帳金堂を経て三仏の光明の中にて出現し給ふ日本に渡り今の善光寺迄霊験殊勝なる記し給ふ信心の輩は必要の書なり　洋本仕立